

平成30年度第1回土壌汚染対策検討委員会

平成30年5月31日

【丹野課長】 それでは、定刻となりましたので、これより平成30年度第1回土壌汚染対策検討委員会を開催させていただきます。

委員の皆様、大変お忙しい中、ご出席いただきまして、ありがとうございます。

本日も進行を務めさせていただきます土壌地下水汚染対策担当課長の丹野でございます。よろしくお願いたします。それでは、以後、着座にて進行させていただきます。失礼いたします。

それでは、早速ですが、まず、お手元の資料の確認をさせていただきます。資料につきましては、次第に記載してございます配付資料の一覧をご覧くださいながら、ご確認いただければと思います。

まず、資料番号等を振っていない資料といたしまして、委員会次第、A4両面1枚でございます。その次に委員名簿、事務局名簿、A4両面で1枚でございます。座席表、A4片面1枚がついてございます。

続きまして、資料につきましては、資料1から8まで、それぞれホチキスどめをしてございます。その後に、参考資料1から4をつけてございます。

なお、参考資料2、平成29年度第3回検討委員会議事録に関しましては、委員及び事務局のみに配付させていただいております。

なお、別冊資料といたしまして、フラットファイルにとじたものを各委員のお手元にご用意してございます。

以上、そろっておりますでしょうか。もし不足等がございましたら、その都度、事務局にお申し出ください。

まず最初に、事務局でございますが、今年度、異動がございました。そのため、新任者をご紹介します。委員名簿の裏にあります事務局名簿をご覧ください。

環境改善部、笥部長でございます。

【笥部長】 笥です。よろしくお願いいたします。

【丹野課長】 環境改善部化学物質対策課、渡邊課長でございます。

【渡邊課長】 渡邊でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【丹野課長】 環境改善部化学物質対策課、田部井課長代理でございます。

【田部井課長代理】 田部井です。よろしくお願いいたします。

【丹野課長】 その他のメンバーにつきましては、昨年度に引き続き担当させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の委員の皆様の出欠状況でございますが、皆様全員ご出席いただいております。ありがとうございます。

本日、30年度の初回ということでございますので、環境改善技術担当部長の近藤よりご挨拶申し上げます。

【近藤部長】 今年度も引き続きお世話になります担当部長の近藤でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、お忙しい中、平成30年度第1回の検討委員会にご出席いただきまして、ありがとうございます。

委員の皆様方におかれましては、昨年度、11月から3月の間に3回の検討会開催という非常にタイトな日程の中で、土壤汚染対策制度に関します条例の課題でありますとか、見直しの方向性について、専門の立場から検討いただきました。ありがとうございました。

皆様方に検討いただきました課題や見直しの方向性につきましては、先月、中間の取りまとめとして取りまとめることができました。本日、皆様に確認いただいた後に、都民の皆様方にもお示しして意見を伺ってまいります。

今年度ですが、こうした昨年度の検討を踏まえまして、土壤汚染対策制度改正に向けての調査あるいは対策の方法等、より詳細な内容を定めました環境確保条例の施行規則あるいは土壤汚染対策指針についてご検討いただきたいというふうに考えております。

本日もそれぞれの立場からご検討いただきまして、議論を深めていただくことをお願い申し上げまして、冒頭の挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

【丹野課長】 それでは、本日の会議につきましては、設置要綱第8条により公開で行われます。議事録及び会議資料につきましても、設置要綱第9条のとおりいたします。なお、会議が公開で行われることにつきましては、昨年度、第1回の検討会においてご了承いただいているところでございます。

それでは、細見委員長、よろしくお願いいたします。

【細見委員長】 はい、かしこまりました。それでは、土壤汚染対策検討委員会の議事を進めさせていただきたいと思いますが、一言、今年度初めての会合ですが、昨年度議論

した内容を、先ほど手元には中間取りまとめという形でまとめていただいて、それを本日、確認した上で、パブリックコメントにかけるといふ、この検討委員会としては1つのマイルストーンを迎えております。本日以降は、スケジュールも結構またさらにタイトかもしれませんが、先ほどありました規則というか条例をより詳細に決める規則、さらには調査の指針について、本日からまた議論を始めたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、議題に移りたいと思いますが、本日の議題の1つ目、前回に引き続き、都における土壌汚染対策制度の見直しに係る検討についてということで、大きくは中間取りまとめ、パブリックコメントということと、本日から規則、指針に係る検討を始めてまいりたいと思いますので、この2つの部分から成っていると考えております。

それでは、まず最初の議題の(1)－①、中間取りまとめの関係者ヒアリング状況について、事務局から、お手元の資料1について、ご説明をお願いいたします。

【田部井課長代理】 私、本年度から担当になりました田部井と申します。資料1を簡単に5分程度時間をいただきましてご説明させていただきます。

冒頭、部長のご挨拶でもありましたが、昨年度、中間取りまとめの素案等をつくり、ちょうど今年の4月に中間取りまとめとして環境局ホームページに公開したところでございます。

その後、中間取りまとめの内容について、現時点までにこちらの5つの関係者にヒアリングもしくは関係者との意見交換を実施しております。都内の道路や河川や公園などの管理者もしくは発注者の立場から、東京都建設局にヒアリングを実施しております。また、実務担当レベルの話として、区市の方とも意見交換会を実施しております。そのほか、全国中小企業団体中央会では、中小企業の視点から幾つかご意見をいただいたところでございます。また、汚染の調査であるとか対策であるとか、技術的な知見を有する土壌環境センターからも幾つか意見やご質問をいただいております。

ヒアリングや意見交換会で出た意見、質問につきましては、資料1の別紙でまとめております。本日、別紙の細かい内容の説明は割愛させていただきますが、全部で90以上の意見や質問がございました。

その主な意見でございますが、次のページ、スライドでいいますと3ページ目になります。

制度見直しの全体的な方向性については、各団体とも否定的な意見はございませんでし

たが、細かい実務上の要望であるとか質問が数多く寄せられました。その中の主な意見をこちらに5つ示しております。

1つ目は、地下水汚染への対策ということで、土対法では、人の健康被害の防止を目的としておりますが、条例では、それに加えて地下水環境保全という視点も盛り込んでおります。こちらは都の独自の制度であるため、各団体等から幾つかご質問や意見等をいただきました。この後の検討議題にも入ってくるかと思いますが、第二地下水基準の話であるとか、そういった内容が挙げられます。

2つ目、台帳制度による情報公開。こちらは、土対法が改正されまして、台帳、解除台帳の規定が整備されましたが、条例に関しては、台帳の公開の規定等がございませんでした。今後、汚染の有無などの情報を積極的に情報公開していきたいと考えております。その台帳の公開に関しましては、一方で「汚染の確認がされなかったこと」の情報について、正しい理解が得られるのかであるとか、一般の方が見たときにすぐわかるのか、いつの時点の情報が載っているのか、最新の情報なのかというところで幾つか懸念が寄せられたところでございます。こちらにつきましては、取り扱いを慎重にして公開をしていきたいと考えております。

3つ目については、操業中の調査対策というところで、操業中の調査対策のメリットに関しての質問や、それを公開することに疑問が一部寄せられております。自主調査の必要性、メリットを周知しながら、この辺は対応していきたいと考えております。

4つ目としては、自然由来。自然由来等の基準不適合土壌の取り扱い方に関して、調査であるとか台帳への記載方法などが質問として寄せられております。

5つ目としては、見直し後の制度を想定した実務上の質問が数多く寄せられました。

ここでまとめている5つの項目以外につきましても、資料1の別紙をご覧くださいますとわかるかと思いますが、116条の調査猶予関係であるとか、承継の話であるとか、あと117条の適用除外の項目についても多く意見が寄せられております。

数多くの意見をいただいたところではございますが、全体的な方向性についての異論はございませんでしたので、中間取りまとめの内容を基本としてパブリックコメントの案を作成いたしました。このパブコメの案につきましては、この後のプログラムで説明をいたします。

また、条例以下で定める、規則や指針事項であるとか、実務面につきましては、これらいただいた意見を踏まえ、今後も引き続き関係者と協力をしながら検討を進めていきたい

と考えております。

私からは、資料1の説明は以上になります。

【細見委員長】 どうもありがとうございます。

今回は実施状況の報告でございますけれども、特に委員の皆様から何かコメントとか質問があれば、お願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

では、丹野課長、お願いします。

【丹野課長】 ヒアリングに際しましては、石崎委員、鈴木委員にもご協力をいただき、団体のご紹介等をしていただきまして、ありがとうございます。もしこの場で何かご意見、ご感想などありましたら、お願いできればと思います。

【細見委員長】 では、石崎委員、どうぞ。

【石崎委員】 一応、全中の代表ということで出させていただいていますので、全中のほうからも当然お話があったと思うんですけども、やはり企業体の大きさといえますか、それによって対策にかかわる費用部分、一定の企業規模であれば、特に有限会社、株式会社であれば、公的な補助金等々を使っていろいろ対策はできるんですけども、クリーニング屋さんですとか、ほんとうに個人経営のところは、なかなか資金の優遇制度とかも受けられないところもあるということで、その辺のところを東京都としてどのようにお考えなのかというところは、全中の専務のほうからも話をされましたので、この場をおかりしてちょっとだけと思います。

以上です。

【細見委員長】 今のは要望ということで、今後の議論の参考にさせていただきたいと思います。

ほかにごございますでしょうか。

では、なければ、次の議題に移りたいと思います。少なくとも今ヒアリングでいただいた要望は、引き続き私どもの検討委員会のほうでも、これをもとに議論させていただきたいと思いますので、聞く一方ではなくて、ちゃんとこれに答えていきたいというふうに思います。

引き続き、次のパブリックコメントの資料案について、事務局からご説明をお願いいたします。

【丹野課長】 それでは、資料2を用いましてご説明したいと思います。

まず最初に、資料2の1枚目をご覧ください。こちらはパブリックコメントに際して用

意しましたプレス用の資料でございます。その表紙でございます。環境確保条例改正案（土壌汚染対策制度）に関する意見募集についてです。

こちらの記書き以下のところでございますが、1の意見募集対象ということで、条例改正案につきましては、その後に別紙をつけさせていただいております。この内容につきましては、後ほど、矢野課長代理より詳しくご説明させていただきます。

2の募集期間でございますが、東京都には、平成30年4月1日から施行されております「計画等の策定に係る意見公募手続に関する要綱」というものがございます。その中の第8に、「意見の募集期間は、原則として、計画等の案の公表の日から起算して30日以上とする」という規定がございます。今回、この規定にのっとった形で募集期間も定めたいと考えております。

今のところでございますが、週明けから募集を始めたい、公表したいと考えております。今の予定ですと、6月4日に募集を開始し、その日から30日間ということで、締め切りは7月3日の火曜日を想定してございます。

このパブリックコメントの結果でございますが、先ほどの要綱の中の第9の3というところで、「原則として、都民等から提出された全ての意見及びこれに対する都の考え方を公表するものとする」という規定がございます。この規定にのっとりまして、意見募集の結果につきましては取りまとめていく予定でございますが、その内容は、次回のこの検討委員会にお諮りしてご意見をいただいた後に公表をする予定でございます。

最後にもご案内いたしますが、次回の検討委員会でございますが、8月1日を予定してございます。ですので、その検討委員会でご意見等をいただいた後に公表ということでございますので、8月上旬を予定しております。

パブリックコメントの取り扱い等につきましては、以上でございます。

詳しい中身、意見をいただく内容につきましては、別紙を用いて、矢野課長代理よりこれからご説明いたします。

【矢野課長代理】 それでは、私から、別紙の内容につきまして、10分少々お時間をいただきまして説明したいと思っております。

こちらの条例改正案（土壌汚染対策制度）について、別紙でございますが、資料2の16までページがございます。

第1の部分のところの改正の考え方につきましては、中間取りまとめの第1の部分からパブリックコメントを募集するに当たって把握しておいていただきたい事項をまとめてご

ざいます。

1点変更がございまして、課題として3点に集約させていただきました。1つ目が法との関係性の整理ということで、こちらが以前の中間取りまとめですと、改正法への対応、それから法との関係性の整理というようなところでございましたが、これはいずれにしても改正後のほうに対応するところが含まれますので、一本に絞ってございます。

それ以外につきましては、汚染地情報の公開規定の整備の部分、それから条例運営上の課題の部分、それから「また」ということで、法・条例に含まれていない考え方というところについては、中間取りまとめのとおりでございます。

めくっていただきまして、(2)に今後の都における土壤汚染対策のあり方とございますが、こちらの段落にして2段落目、「具体的には」以降のところは法と条例との特徴を捉えた今回の考え方の肝でございますが、法の健康リスクの考え方を取り入れつつ条例の環境保全の考え方を反映した対策の要件を定めていくこと、条例における汚染原因者及び土地開発者への規制は条例制定時からの理念であり現場の実態に合致することから引き続き維持していくものの、土地所有者の関与のあり方を明確化していくことというようなところを、いわゆる条例の特徴というところを説明している部分になります。

次の段落、「以上のような」以降につきましては、中間取りまとめ以降の時点修正ということで、中間取りまとめを整理したこと、それから、関係者ヒアリングを行ったことについて加筆してございます。

(3)に今後の予定を加筆してございます。改正後の条例については、第二段階施行と同時期の施行を目指すということ。

それから、関連規程の改正事項については、この秋までにかけて、引き続き本検討委員会において制度的・技術的な観点からの検討を行っていくということを紹介してございます。

続きまして、第2からが改正の方向性及び改正案の概要ということになりますが、こちらの各枠囲みの構成としまして、まず、今回、条例改正案のパブリックコメントということでございますので、これまでの中間取りまとめは、目的から調査、対策、汚染地管理、その他の事項という流れでつくってございましたが、今回は条文の条番号ベースで整理し直してございます。ですので、まず最初に113条関係という形で、目的、規制対象の部分の整理の事項が出てございます。

最初の囲みに現行条例の簡単な紹介と、それから改正の方向性という枠に囲まれており

ますのが、中間取りまとめで見直しの方向性ということで示した事項の抜粋でございます。それぞれ文章の冒頭に、継続として法の整合を図るですとか、あるいは条例上の課題に対応するといった、先ほどの3つの課題のどれに対応しているのかということを示すような文言を入れるようにしてございます。

その上で、改正案の概要というところでございますが、黒丸で条文に係る改正の主な部分と、それからポツの部分で具体的な条文に起こしていくイメージに近いような文言を紹介してございます。ですので、中間取りまとめよりもやや条例としてどのような制度ができ上がっていくのかというものがイメージしやすいものになっているかと考えております。

続きまして、一通りどういった内容があったかを簡単にご紹介していきたいと思っております。

2については、健康リスクがある土地への対策の部分でございまして、これが114条に関連する規定ということになります。こちらについては、基本的にこれまでの議論で整理した内容をそのまま踏襲しております。

めくっていただきまして、上部の部分とまたぎますが、対策の命令を発出する判断基準として、例えば特定有害物質により規則で定める基準を超え等々、また、かつ、健康に係る被害が生じ、又は生じるおそれがあるとして規則で定める基準に該当するというような形で、条例の中で定める事項と、規則に委任する事項がわかるように定めているというところでございます。

3につきましては、これまでの中間取りまとめで整理がし切れなかった部分で新しい考え方を少々導入したところでございますので、今この場で少し説明を加えたいと考えております。

これは地下水汚染の対策の考え方を示した条文115条の関係でございまして、まず改正の方向性の(1)の部分で、「法との整合を図りつつ条例の特徴を生かすため、将来にわたる地下水の飲用利用可能性の観点から条例の地下水環境保全の考え方は維持した上で」ということで、少々地下水の飲用利用可能性というところをこの中に入れさせていただくことにいたしました。

といたしますのは、次の改正案の概要の1つ目の丸でございまして、まず、地下水汚染地域における土壌汚染の調査要請という規定につきまして、「当該土地の埋立等の造成の来歴と、現在の土地利用からみて、将来にわたり地下水の利用が見込まれない場合等を除き適用すると整理する」ということで、この規定が適用される部分、あるいは適用除外となる

部分が存在するという整理をここでつけ加えてございます。

それから、実際に命令を出す場合の発出要件の明確化ということで、2つ目のポツ、「かつ」以降が、条例で言うところの、いわゆる高濃度というような話をこれまでしてきた部分の条文化でございますが、「当該土壌汚染が周辺の地下水汚染の原因である又は周辺の地下水を汚染するおそれがあるとして規則で定める基準に該当すると認めるとき」というような書きぶりにしてございます。

この「かつ」のすぐ後ろの「当該土壌汚染が周辺の地下水汚染の原因である」ということを限定することによって、当該土壌汚染がその原因でない場合については、この規定が適用されないという整理もこちらで入れるということを考えてございます。

このあたりは中間取りまとめまでの間に整理し切れなかったところではございましたが、議論の中で少し課題として出てきた部分でしたので、こういった形にさせていただきました。

続きまして、4から先は116条関係でございますが、これは現状の116条に比べて新しく増える部分がかかなりございます。4の部分が、まず調査の時期である工場等の廃止の前の調査を廃止後にするということの整理。それから、工場内の主要な部分の除却等を含めるときの調査につきましては、除却に伴って土地を改変するという部分をフォーカスした制度に変えるということについての規定に整理してございます。

5番目の調査の猶予につきましては、これは本日のこれ以降の議題の中でも取り上げますが、調査の猶予を行う場合の手続の流れにつきまして、申請があった場合で要件を満たす場合に確認をする。確認の際には、届出ですとか、記録等の保管を条件にする。それから、立ち入りができること、猶予の取消の条件、取り消された後の義務ということについて、これまでの議論どおりの内容を整理してございます。

6番目の調査義務の承継につきまして、それからその次の7番目の汚染があった場合の命令につきまして、それから8番目の対策義務の承継、ここまでにつきましては、ほぼこれまで議論されてきたとおりの内容を条文に整理してございます。

9番目の汚染地の改変というところでございますが、これも工場等の調査の後で、汚染が残置されている土地のその後の届出につきまして、汚染地の改変を行うものが届け出なければならないこととするということで、対象となる土地につきましては、改正案の概要のところの1ポツ、2ポツということで、114条、115条、116条の措置の実施後に汚染の除去がなされていないとき、それから116条の調査結果によって土壌汚染が認

められた後、汚染の除去がなされていない。これがいわゆる法で言うところの形質変更時
要届出区域に近いような土地になりますが、こういったところを対象とすると整理してご
ざいます。

続きまして、10の操業中の自主的な調査対策の部分でございますが、こちらは改正案
の概要のほうには、有害物質取扱事業者が廃止の前にこちらの敷地内の土壤汚染状況調査
をしたときには、その結果を報告することができるとする。この結果、汚染が認められた
場合については、その他、116条の規定が適用されると整理してございます。

11番、12番につきましては、117条の改変のときの調査に関する部分で、1つ目
が、新たに法の4条1項で、操業中の土地の900平米というようなところがございま
すので、これに対応する改正を条例ではなく規則で行うということの説明。

12番については、これも規則事項ではございますが、土地改変時の適用除外の行為を
規則に定めるということのパブコメの段階でお示ししてございます。

なお、次、13でございますが、こちらは汚染拡散防止措置ということで、116条と
同じような考え方でございますので、説明は割愛いたします。

それから、118条関係の記録の保管・承継というところについても、検討委員会で議
論してきた内容で整理してございます。

次の15番の台帳でございますが、こちらは改正の方向性の中で(2)「汚染ありと評価
された土地」、それから「汚染が除去された土地」、いわゆる法で言うところの区域台帳、
それから解除台帳というところについては、条例も同じような台帳を調製し、公開の対象
とするところまで方向性で示していたところです。

また、(3)に将来的には、「汚染が確認されなかったことの届出」も含めて、台帳を調
製して、公開の対象とするということになっております。

改正案の概要としましては、1つ目の丸が、いわゆる汚染があった土地の法同様の台帳
の調製に関する規定として想定しているものでございます。

2つ目の丸が、将来的に「汚染が確認されなかったことの届出」も含めて、公開する台
帳を想定した規定でございます。

このうち2つ目の丸につきましては、第114条から第117条までの規定に基づく届
出等のうち規則で定めるものについて、台帳を調製しておりまして、この規則で定める届
出等の範囲を、将来的には汚染が確認されなかったことに係る届出にも拡張していこうと
いうふうに考えております。

16の勧告、17の協力義務につきましては、中間取りまとめまでの間に議論してきた内容を反映してございます。

18の適用除外でございますが、こちらはまた中間取りまとめまでに議論し切れなかった部分を少し考え方を整理してお示ししてございます。

1つは、法で言うところの埋立地特例区域に該当するような埋め立て由来のものはどのように扱うのかということでございましたが、今回、改正案の概要の中では、「汚染の原因が専ら自然的条件であることが明らかであると認められる場所（汚染の原因が、専ら自然的条件によるものと同程度に汚染された土砂に由来すると認められる埋立地を含む）」ということにしまして、イメージとしては、法の自然由来特例区域、法の埋立地特例区域、この両方が含まれるような整理にしております。

具体的にどういった土地がそれを認められるかということにつきましては、また次回の8月の検討委員会の中で整理していきたいと考えております。

めくっていただきまして19でございますが、こちらは条例ではなく規則・指針事項になります。法との重複に係る整理というところで、1つ目、汚染状況調査の合理化の話、それから2つ目が、汚染地の改変時の手続についての規定ということで、2つ目につきましては、法の12条の規定、16条の規定による届出があった場合については、条例上の計画書の提出があったものとみなすと。それから2つ目の完了につきましても、法の届出、指定区域において措置完了報告書に記載すべき事項が届けられた場合について完了の届出があったものとみなす。こういった整理を規則でしたいと考えているところです。

パブリックコメントにかける内容としては、こういったものになります。よろしくお願いいたします。

【細見委員長】 どうもありがとうございます。

中間取りまとめ以降、このパブリックコメントにかける資料2の別紙というところでは、若干加筆等をしていただいた部分がございます。これも含めて質問とかご意見がありましたら、お願いしたいと思います。

よろしいでしょうか。特に……。大塚委員、どうぞ。

【大塚委員】 ちょっとすみません。確認だけで恐縮ですが、2点ほど確認させていただきたいんですけども、2の12ページですが、15の台帳のところ、2つ目の丸ですが、これを規則で定めるということで、後で出てくるのかもしれませんが、将来的に汚染が確認されなかった土地の届出についても規則に入れるということですが、これは今回

の規則改正で入れるというご趣旨なんですよ。将来的にという話なので、そこがどういうふうになっているのか確認する質問です。

それからもう1つは、これも確認で恐縮ですが、2の3ページのところの1の指針の作成等のところで、条例の目的のところ、地下水汚染についても「人の健康に支障を及ぼすことを防止するため」というふうに明確に書いてしまうことは、従来の都がやってきたことと大分変わってくる可能性があります、ここはそれでよろしいのですよね。これも確認で恐縮ですけれども、以上、2点です。

【細見委員長】 では、事務局、お願いします。

【矢野課長代理】 後の質問のほうから先に答えさせていただきますが、こちらの「人の健康」の「人」については、将来世代も含むというふうに捉えるということについて、昨年度の第1回の検討委員会でご説明をしてきたところでございます。

【大塚委員】 それは、しかし、今回、将来世代を含むということが明確になるわけですね。それは解釈に委ねられるかどうかということがちょっと気になるだけですけれども。

【矢野課長代理】 確保条例全体を通した目的の部分で将来の都民というところで書かれてございますので、基本的に条例全体を通しまして、この「人」は将来世代を含むというふうに解釈できるとしております。

2つ目のご質問でございますが、届出等のうち規則で定めるものの範囲につきましては、今回の条例改正と同時に定めて施行される規則の段階では、対象範囲を限定的に捉えようと考えております。後に少しだけ説明をさせていただく、資料3-1の段階でちょっとだけ補足させていただく予定でございます。

【大塚委員】 ありがとうございます。

【細見委員長】 よろしいですかね。

【大塚委員】 最初の将来世代を含むというのは、これはこれでいいんですけれども、ちょっと勘違いする人がいそうなので、何かメンションしておいていただくと、非常に限定されてしまったのではないかというふうに思う人が出てくる、誤解されることがやや心配だということだけ申し上げておきます。こういう文書の中で。

【丹野課長】 環境確保条例の第1条の目的のところ、そちらがまず根底にあるというところ、今回、このパブコメの中では一切説明がございませんので、それも含めて入れさせていただきます。

【細見委員長】 ほかにございますでしょうか。

では、特にご意見、ご質問がないというふうに思いますので、この件につきましては、この内容で条例の改正案という形で示されていると思いますので、パブコメの意見を反映しての修正はこれからあり得ると思いますけれども、これからの議論の中では、これをベースに内容を詰めていきたいというふうに思っています。

ここからが実は本年度の新たな仕事というか、検討の対象になりますが、議題の③のところ、規則及び指針において検討する事項ということで、今年度検討する内容を概略をまとめていただいていますので、これを事務局から、まずご説明をいただきたいと思えます。よろしくお願ひします。

【矢野課長代理】 では、お手元の資料3-1、それから資料3-2までをご説明させていただきます。

先ほどのパブリックコメントに示しました条例改正案を前提として、そちらの中で規則あるいは指針に委ねるとした事項についてピックアップさせていただいております。

まず最初の113条関係で規則で定める有害物質というところがございますので、こちら、規則で、現在、別表第12というような形で汚染土壌の処理基準、どちらかといいますと、これは対策なり汚染があるとみなす基準の数値だけを示した表でございまして、こちらに実際に土壌のこと、113条から122条が関連する物質を列挙するという形で、この必要性については、土壌汚染対策法の対象となる物質と条例で別表第4により有害物質としていた物質において、一部ずれが生じておりますので、今後そういったものが生じないように、土壌の対象となる物質を絞るということでこれまで整理してきたところの対応でございます。

ただ、指針につきましては、指針の前文にこういった条例全体の中での指針の位置づけについて書いてある前文がございますので、このあたりを修正するというを予定しております。

続きまして、114条関係でございますが、汚染土壌処理基準という基準につきまして、従来は、調査の結果、汚染があると判断する基準という使われ方しかしておりませんでしたので、115条にくっついておりましたが、今回、域内の土壌汚染があるかないかというところの判断の基準で114条上使われる予定になっておりますので、移行いたします。

二重丸がついているものは、本日これから検討する事項でございまして、1つ目は、人の健康に係る被害が生じ、又は生じるおそれがあるとして規則で定める基準、こちらは法の施行令第5条を参照にしながら定めませんが、こういったものが規則事項になります。

汚染除去等計画書、汚染除去等完了届出書、この記載事項や様式といったものが規則事項というふうに考えております。

これらに関連して、対策に係る技術的な事項・指針で定めることとなっておりますので、汚染除去等計画、それから汚染除去等完了の確認の方法というところにつきまして、現行の規定では汚染処理計画、汚染処理完了の確認の内容が指針上ございますが、こういったものを今後、法の施行規則等で明らかになる内容を踏まえて、整合させて定めていくということを考えております。

続きまして、地下水汚染のある土地における対策ということでして、1つ目の規則改正事項として、まず地下水汚染が地域的にあるとして、調査要請等がされるというのが115条の1項でございますが、この調査要請の例外、あるいは調査の結果、汚染があった場合に対策の命令が出る土地とならない、こういった要件を定める部分を規則の事項として、本日、後ほど、議題で取り上げる予定でございます。

それから、汚染状況調査報告書につきましては、115条で出てまいりますので、このあたりの規定を修正する予定でございます。

周辺地下水の汚染の原因又はそのおそれの基準、これがいわゆる高濃度と言っていた部分でございますが、この基準を規則の中で定めていくということになります。

また、この基準の適用を除外するというので、ここの土地の汚染が周辺の地下水汚染の原因ではないというところの状況を要件として定めるということを予定しております。

同様に、これらに関する対策計画書、完了届出書といったものについての記載事項、様式、そういったものが規則事項になります。

これに関連する指針の事項として、1つ目は、いわゆる土壌の汚染の状況の調査の方法ということで、法と整合を図ること、地下水調査の方法、それから調査省略といったところについて、本日、後ほど、議題の中で取り上げてまいります。

それから、指針のほうで対策に係る部分として、地下水汚染対策の計画、完了の確認という部分についても同様に指針で定めているということを予定しております。

続きまして、工場等の廃止時における調査対策（第116条関係）につきましては、今回新たに調査猶予の手続を設けますので、これに関する確認の申請の方法、申請書の記載事項、様式、添付書類。それから猶予を出す要件というところについて、今日の議題で後ほど取り上げます。

それからもう1つ、汚染が残置された土地において改変を行う場合の届出が必要になり

ますが、この改変行為の定義につきまして、イメージとしては法の12条や16条を出すことになる行為の要件を確認しながら、参考に規定していくということになります。

汚染地を改変する際に必要となる汚染の拡散防止の措置ですが、この計画書と完了届出書についての記載事項、様式といったものが定められる。

それからもう1つ、法の類似の届出があった場合には、この届出があったものとみなす旨をこちらに規定することを予定しております。

また、指針の改正事項につきましては、汚染拡散防止の部分の措置の内容の計画、それから完了の確認の方法について、こちらに記載することになります。

続きまして、土地改変時の調査対策（第117条関係）でございますが、1つ目に、法の操業中の改変の面積が、現在、900平米を軸に検討されているところですが、こういったものが条例上の届出の対象になるように、条文上、工夫して加えていくということになります。

それから2つ目のところは、二重丸がついておりますが、適用除外となる行為の書きぶりというところを、本日、後ほど議論の中で確認したいと思っております。

3つ目、条例上の地歴調査は117条の1項で求めることになっておりますので、これに関する記載事項や様式について、現在、法で改変の深度というような話もしておりますので、このあたり、条例は既に運用で記載をお願いしているところではございますが、より法の考え方に対応できるような形での記載の仕方を求めていくことを考えております。

それから、さまざま、我々は多数の案件を取り扱っておりますので、少し記載事項が必要だと考えているところがございます。このあたりも様式として修正していきたいと考えております。

指針の事項としては、地歴の調査がここで初めて出てきますので、この地歴調査の方法という部分について、改正後の法との整合ですとか、今まで自然由来というところは特に求めていなかったのですが、過去の調査によって自然由来の汚染が判明している経緯のものがあり得るといったところも地歴調査の中で確認する事項として明記していくことになると考えております。

続きまして、台帳の調製・公開で、こちらは全く新規の条文でございますので、この新規の条文に連なる規則が幾つか予定されております。

1つ目は、これは「汚染地台帳」と書いておりますが、まだ略称として決定したわけで

はなく、便宜上書いております。汚染があった、あるいは解除されたところまで含めての汚染が確認された土地の台帳ということになります。記載事項については、条例条文上、所在地その他というような形になっておりますので、そういった内容を規則の中で定めていく。台帳の様式は規定しない予定でございます。

それから、届出台帳の対象となる届出等、先ほど、大塚委員からご質問があったところでございますが、施行の当初の規定としては、汚染ありとされた調査結果の届出等を対象とするというような範囲を想定して規定したいと考えております。将来的にこの対象となる届出等の範囲を拡大する改正を検討していきたいと思っております。

続きまして、届出台帳の記載事項として、条例条文上は届出等の履歴その他というふうなことを書いてございます。このあたりの具体的な内容を定めようと考えております。

その他、台帳の調製、保管に関し必要な事項等がございますので、法の施行規則を参考にしながら必要な事項を定めていこうと思っております。

続きまして、最適な土壌汚染対策の選択の促進、SR/GRのところでございますが、これは条例条文上、特に関連する改正は今回は行いませんが、指針の中でこの選択の考え方につきまして、汚染除去等計画、地下水汚染対策計画、汚染拡散防止計画の内容等にこの考え方を取り入れる何かを記載していくということを予定しております。

自然由来等基準不適合土壌の搬出に係る規制で、適用除外の条文122条と関連づけてはございますが、実際に規則の中でどのような形でどこに記載されるかは、今後検討の予定でございます。

規則で定める事項としては、この自然的条件というふうな土地においては、改変時の汚染拡散防止計画については、この土壌を搬出する場合に限って適用されるということを規則上読めるようにしたいと考えております。

指針上は、こちらの土地における調査ですとか、拡散防止の方法につきまして、やや通常の汚染とは違うような扱いになりますので、このあたりを規定したいと考えております。

事項としてそういったものを予定しております、資料3-2でございますが、本年度第1回から年内第4回までをスケジュールとして想定してございます。

本年度第1回でございますが、第1回の中では、規則のうち対策を求めることになる基準といったところをまず最初に整理いたしまして、それからあと、猶予ですとか、改変に係る部分の手続的な部分を整理する。それから、指針事項の調査の中で1つ、最初に法との整合を図ったり、あるいは条例独自の地下水調査の考え方というところを整理しておき

たいと考えております。

今回の8月につきましては、規則事項としては、様式ですとか記載事項に係る部分の整理と、それから台帳に関する内容。指針事項としては、主に対策に係る部分を整理したいと考えております。

我々の想定しているスケジュール自体は、参考資料3のほうでつけてございますが、9月、10月にかけての議会の中で取り扱っていただこうと予定しておりますので、この段階で経過報告をさせていただきつつ、それ以降、指針事項につきまして、より細かい部分について整理することと、それから、通知の中で考え方や具体的な部分を少し示す中で、委員の皆様にご意見を伺いたいことが幾つか想定されておりますので、そういったものを整理する予定でございます。

最後の11月を予定しておりますが、今回、条例の改正から規則・指針改正までに至る一連の見直しについて、最終取りまとめという形で何らか記録を残しておきたいと考えております。

いわゆる今回の改正に関しては、ここで一旦議論としては終わりますが、ぜひ皆様のご任期があるうちに、操業中対策の普及促進というところ、それから、汚染が確認されなかった届出に係る情報の公開の仕方、こういったところについては継続的に検討していきたいというふうに考えております。

説明は以上になります。

【細見委員長】 どうもありがとうございました。

資料3-1と3-2、スケジュール案も含めて説明がございました。今年度の検討委員会でこれから議論していく内容でございますけれども、これについてご質問とかご意見がありましたら、お願いしたいと思います。

よろしいでしょうか。

結構タイトなスケジュールで、これ、1回ごとにかなり決めていけないといけない事項が盛りだくさんになっていきますので、もし途中で漏れに気がつかれたら、またそれをつけ加えていくということで、もちろん事務局の方で漏れないように予定はされていると思いますけれども、各委員の皆様で、何かご意見がありましたら、その際に応じて加えたいと思います。

これは今年度の宿題というか、検討すべき内容ですけれども、これからは、この検討事項1つ1つをやっていくことになります。まず本日は、議題でいいますと、④の規則事項、

基準ということで、これについて、まずご説明をいただいて、その後、時間があれば休憩という時間をとりたいと思いますので、まずここを、資料4について、ご説明と議論を進めたいと思います。

それでは、用意が整っているようですので、名取さん、よろしくお願ひいたします。

【名取課長代理】 よろしくお願ひします。

では、私から、資料4を使いまして、規則事項1基準としまして、健康リスクの判断基準、それから地下水汚染対策に係る基準についてご説明いたします。

まずこちらは、昨年度の資料の抜粋になりますけれども、対策を義務づける条件としまして、これまで地下水汚染ベースで考えていたものを、今後、法と同様の健康リスクベースにした上で、その上でさらに健康リスクがない場合であっても、高濃度汚染のときには措置が必要と、ここの部分で条例独自の地下水環境保全の考え方を入れるといったことが見直しの方向性で示されております。

これを踏まえまして、この資料で検討したいことは、1つが健康リスクの判断基準、それから地下水汚染対策に係る判断基準、この2つの判断基準について検討していきたいというふうに考えております。

まず、健康リスクの判断基準についてですけれども、これまでの検討経過をざっとまとめさせていただいておりますけれども、健康被害の判断基準、これまでは条例では明確には示されておりましたが、法についてはしっかりと基準が定められているという状態でした。それを踏まえまして、見直しの方向性においては、法と同様の健康リスクの判断基準を規定するというふうなことで方向性が出ております。

それを踏まえまして、パブリックコメントの案についても、やはり判断基準を規則で定めるという形で明確化するというを示しております。

この基準に関してですけれども、法律の健康リスクの判断基準をこちらに示しております。法施行令の第5条の要措置区域の要件として定めているものになります。

簡単にご説明しますと、まずイの場合、溶出量基準を超過している場合に、周辺に飲用井戸があるかないかということで、ある場合に健康リスクがあるというふうに判断されるということになります。

そしてロの場合は、含有量基準超過でして、含有量基準超過時に人が立ち入れる状態であれば健康リスクがある、立ち入れない状態であれば健康リスクはない、そういう判断基準になっているということになります。

それから二ですけれども、こちらは措置が講じられていない、まだ措置が講じられていなくて健康リスクが放置されている状態があります。こういうものが健康リスクの判断基準になっておりました。

これを踏まえまして、条例でも基本的には同じ形で定めたいというふうに思っております。法において技術的に検討されているものですので、条例も同じ形で規定していきたいというふうに思っています。これが法の規則を考え方をそのままに使いまして、条例上の文言にやや修正して規則改正のイメージとしてお示ししているものです。

基本的には法と同じように溶出量基準の超過時で飲用井戸があるかないか、それから、含有量基準超過時で人が立ち入れる状態にあるかないかということをお示ししておりますけれども、もう1点、飲用井戸の考え方の部分で、1つ検討事項がございます。それを次のスライドでお示ししておりますけれども、これまでの検討の過程でも、区市を含めいろいろなところからご意見が多かった事項でございますけれども、飲用井戸の考え方でございます。

例えば、汚染は表層にありますけれども、飲用井戸の取水口は深い位置にあるような場合でも、深度方向のことは考えずに、平面方向のことだけで考えて健康リスクということがありますけれども、果たしてそれが妥当なのかといったご意見があったり、それから、使用頻度の低い災害用の飲用井戸がございますけれども、そういったものも同様に飲用井戸として今、対応してございますけれども、高濃度の汚染は、今回、条例で担保することができるのではないかと考えていますので、それを踏まえて何かしら条例独自のことが考えられないかということが検討課題でございます。

基本的には法規則30条の飲用井戸に関する要件などを参考にするんですけれども、一部の規定を条例独自の記載とできないかということでございますけれども、1つの案として、事務局で考えたものをこちらに示しております。

まず、赤字の部分がポイントになるわけですが、1つ、拡大するおそれがあると認められる範囲となっておりますが、これは法律の言葉では「区域」という言葉が使われていますけれども、あえて「範囲」という言葉に変えることで、区域ですと比較的平面的なイメージを持つかなというふうに思いますが、範囲ということにしまして、深度方向のことも含め得るような文言を用いてはどうかと思っています。

それから、「取水口又は地点」の「地点」も、これは法律では「地点」という言葉だけが使われておりますけれども、「取水口又は地点」とすることで、取水口のその位置がより明

確になるような形で記載してはどうかと思っています。

平面的だけでなく立体的な深度方向のことも想定したいということ在意図しているところですが、ただ、現実問題として、では、どの程度離れていけばいいかとか、技術的な検討がまだできている状態ではないですので、現段階では、将来的にそういった検討を踏まえて深度方向の考え方も入れられるような余地を残すというようなことで、「範囲」とか「取水口又は地点」といった言葉で一旦整理しておきたいと思っているところでございます。

それから、三の部分ですけれども、災害用の飲用井戸に関してですが、これについては地域防災計画に基づいて各自治体で災害用の飲用井戸を設定しているわけですが、災害時に使う、通常でも使う井戸はあるかもしれませんけれども、災害時のみ使う井戸であれば、10年に1回使うかどうかという井戸でございますけれども、そういう井戸に関しても同様に飲用井戸として扱うということが過剰ではないかといったご意見がございます。

これについては、我々としては、例えばこの井戸が設置者によって定期的に監視、地下水の測定などがされていて管理されている状態。それから、飲用に当たって、何かしら処理するといったような条件がつけられれば、これは災害時の飲用する井戸であっても、対策要件としての飲用井戸とはみなさないというようなことを整理ができないかということを考えている状態です。

ただし、これらについて、実際に区役所、市役所が定めている地域防災計画の中で、こういった監視がどの程度行われているかということがまだ把握し切れておりませんので、そういったところも踏まえて実現性があるのかということは、これからしっかり検討したいなというところでございますが、一旦こういった考え方に基づいて飲用井戸とみなさないということを盛り込むことはできるのかどうか、その点についてご意見をいただけたと思っています。

続きまして、地下水汚染対策に係る判断基準についてです。

これまでの検討におきまして、地下水対策に係る判断基準もやはり不明確だったものを命令要件を明確にするということで見直しの方向性でまとめられています。

また、地下水汚染の拡大するおそれの多い高濃度の土壌又は地下水の汚染がある場合に対策を義務づけるという形で整理をしています。高濃度の場合に対策を義務づけるということになっています。

ちなみに、この判断基準ですけれども、115条で基本的には定めますけれども、116条、117条においても汚染が確認された場合には対策の要否の判断基準に適用するものとなります。ですので、基本的には調査を実施したときに高濃度があったときに対策をするというようなことが方向性で定められております。

その高濃度汚染の定義としましては、土壌に係る基準と地下水に係る基準をそれぞれ設定するというようにしてございまして、土壌に係る基準については第二溶出量基準、地下水に係る基準については、新たに新設する第二地下水基準を超える場合というような形で考えてはどうかということがこれまでの検討で示されているところです。

今回の検討資料においては、これらを踏まえまして、規則で基準を定めるというふうにパブコメなどでもしておりますので、この基準を検討したいということが検討課題でございます。

まず1つが土壌に関する基準です。こちらは第二溶出量基準を使いたいと考えておりますけれども、第二溶出量基準については、これまでも指針で定められておりますし、土対法でも定められているものですので、基本的に数値としてはそのまま用いているというふうに考えています。こちらが溶出量基準で、こちらが第二溶出量基準、いずれも条例で定められているもので、法律も同じ数字を用いています。ですので、このまま基本的にはこの数値を用いたいと考えていますけれども、現行では、条例は指針の中で定められておりますけれども、今回、対策の命令要件に上がってきますので、これは指針から規則に格上げするような形で定めたいと考えています。

続いて、新設する第二地下水基準についてですけれども、これも、これまでの検討のとおりではございますけれども、また名古屋市の事例も一緒に挙げさせていただいていますが、基本的には排水基準をベースに設定したいと思っております。基本的には地下水基準の10倍が排水基準に設定されているわけですが、おおむね10倍の数字を第二地下水基準、排水基準の数字をそのまま第二地下水基準に設定したいと考えています。

一部、カドミウムですとかトリクロロエチレンについては、基準見直しの関係で地下水基準のぴったり10倍にはなっていない状態ではありますけれども、これについても基本的には排水基準に合わせる形で設定するというを考えております。

それから、塩化ビニルモノマーに関しては排出基準が設定されておられませんけれども、これは第二地下水基準を新設するに当たっては、地下水基準の10倍の数字で設定してはどうかと考えております。

そして、ふっ素、ほう素に関しては、海域以外の数字をこちらに載せていますけれども、海域と海域以外で基準が異なっておりまして、海域に排水する場合にはもう少し高い数字が設定されておりますが、海水由来の地下水汚染がもし確認された場合には、これは適用除外のほうで検討したいと思っておりますので、ここでは海域以外の数字の排水基準を第二地下水基準として設定したいと考えております。

このような数字で設定したいと考えております。これらについては、やはり規則の中で別表として定めていきたいと考えています。

こちらは参考でお示ししておりますけれども、第二地下水基準を超過した場合に求める対策になりますけれども、健康リスクがある場合には、法と同様の条件で措置をしていますけれども、健康リスクがない場合で高濃度汚染がある場合、第二地下水基準を超える場合には封じ込め等の対策が必要、第二溶出量基準を超える場合にはモニタリング以上の対策が必要といった形で考えております。

地下水汚染対策に係る判断基準のもう1つの論点ですけれども、高濃度汚染であっても対策命令がなじまない土地があるのではないかという点でございます。第二溶出量基準と第二地下水基準という新しい要件で明確にはなるんですけれども、逆に、一律に高濃度の基準を適用すると、かえって不具合が生じるような可能性もあるのではないかという点について検討しておきたいと思えます。

これについては、以前に石崎委員からもご指摘いただきましたけれども、例えば海水由来の汚染があったらどうするんだというようなときに、そこにも地下水対策の命令がかかるというのは、やはり問題があるかなというところで検討しているところでございます。

例えば、対策の効果が見込まれないと考えられる状況を幾つか挙げてはございますけれども、1つは、自然由来（海水由来）による地下水汚染ということで、自然由来の地下水汚染があった場合に、その土地だけ対策しても意味がございませんので、そこに対策命令をかける意味はないのではないかというふうに考えられます。

それから、敷地外からの汚染地下水の流入ということで、一般的にもらい汚染というふうに言っているものですが、これについてもその土地を対策することにはあまり意味がないですし、また汚染原因者でもないということになると、そこに命令するというのもやはりなじまないのかなという点もございませぬ。

それからもう1つ、将来にわたり地下水の飲用利用が見込まれない地域ということでは

けれども、例えば、埋立地のような場所について、将来にわたって地下水が利用される見込みがないところにまで対策命令をかけるというのはどうかというような部分の議論があるかと思えます。

これらについて、事務局としましては、見直しの考え方として下に示しておりますけれども、高濃度汚染が確認されても対策を必要としないという部分を設定したいというふうに考えています。

1つが、当該土地の地下水の汚染の原因が当該敷地内の土壌汚染に由来しないことが明らかかな場合ということになります。これは自然由来であるとか、もらい汚染のことを想定しておりますけれども、この場合は第二地下水基準、第二溶出量基準の高濃度の汚染の基準を適用しないというようなことを考えたいと思っています。

それからもう1つが、将来にわたり地下水の飲用利用が見込まれない土地として規則で定める要件ということで、こちらは調査要請、対策命令の対象外として考えていきたいと思っています。

これらについてももう少し詳しく説明しているのがこちらですけれども、まずは、当該土地の地下水の汚染の原因が敷地内の土壌汚染に由来しないことが明らかかな場合ということで、規則別表の中でこれらは適用しないということを記載してはどうかというふうに考えています。

対象として想定されるものは、自然由来のもの、自然的条件によるもの、それから当該土地の地下水の流向から見て上流方向から来ていることが、例えば地下水の測定結果の中でわかるというようなことが明らかかな場合に対策基準を適用しないということを考えたいと思っています。

これらについては、対策の命令は発出されないということを想定しますが、補足のところに書いてありますが、これらの土地について、何かしら改変をしたい、汚染土壌の部分を改変するというときには、拡散防止に係る規定は当然に適用されるということでございますので、拡散のリスクはないというふうに考えております。

続いてもう1つ、将来にわたり地下水の飲用利用が見込まれない土地として規則で定める要件ということで、要件1かつ要件2を満たす土地ということを考えております。

要件1としては、当該土地の埋立等の造成の来歴ということで、埋立地であるようなところ。この埋立地をどういうふうに定義するかというのが案1と案2の違いになります。

それから要件2としては、現在の土地利用から見て将来にわたり地下水の利用が見込ま

れない場合ということで、少なくとも現時点において地下水の飲用利用がない状態で、かつ、将来にわたって状況が変わる見込みがなさそうであろうというようなところを要件として定めてはどうかというふうに考えています。

この要件1、要件2を満たすような土地であれば、地下水対策にかかる命令がかからない、地下水に関する規制が緩くなるという形を考えているということでございます。

ここで資料ではお配りしていないんですけれども、参考となる資料ということでお示しておきますが、スライドをごらんいただければと思いますが、こちらは都内の主に区部の飲用井戸の分布状況です。我々が把握している飲用井戸の分布状況ですけれども、青い点で示されているのが飲用井戸になります。東京都23区中心になりますけれども、やはり武蔵野台地のあたりに非常に井戸が多いという状況がわかるかと思えます。

これをより湾岸部のところに拡大したのがこちらになりますけれども、埋立地、東京都の沿岸部は埋立地が非常に多いわけですけれども、埋立地の部分がわかるように線を引いております。茶色の線が江戸初期ごろの海外線ということで、これより海側の部分に関しては、江戸以降に埋め立てがされた土地になります。

それから、青い線、紫の線が書いてありますけれども、これは大正10年のころの海外線ということで、これ以降は、これより湾岸の部分、この部分は大正10年以降に埋め立てられた土地ということになりますけれども、こういった線で見えていった場合に、この線の部分でちょうど井戸が分布が非常に少なくなる。特に大正10年の海岸線でいうと、ほぼ現在、飲用井戸はないというような状況がわかるかと思えます。

こういった形で、こういった部分に関しては、これからも飲用利用が見込まれないのではないかということをお考えまして、地下水対策に関する要件については、方向については別に定めるということで、高濃度の基準については適用しないということをお考えたほうがいいのではないかというふうに考えているところです。本日は、こういったところについてご意見をいただきたいというふうに思っております。

資料の説明は以上になります。

【細見委員長】 どうもありがとうございました。

規則の事項の第1番目の基準で、①の健康被害のおそれの判断基準ということと、②の地下水汚染対策の判断基準、大きく2つに分けた内容かと思えます。

ご意見、ご指摘については、まず①の人の健康被害のおそれの判断基準について、ご意見等を承りたいと思えますが、基本的には法に合わせるというのが基本の考え方で、やや

地下水のところ、利用の条件で、平面的ではなくて、三次元的というか、深さ方向も考慮していこうという点と、災害用井戸のことについては、一定の管理があれば云々というようなご説明だったかと思いますが、この点を含めて、ご意見、ご質問をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。まず①の人の健康ということですが。

大塚委員、どうぞ。

【大塚委員】 7ページのところも入れていいんですよね。

【細見委員長】 7ページ？ このスライドの番号ですね。7ページ。

【大塚委員】 はい。

【細見委員長】 はい、そうですね。

【大塚委員】 災害用の井戸をどう扱うかという問題は、なかなか微妙な問題なんだと思うんですけども、法律のほうの、国のほうの施行規則とかをつくるときに若干話をしていたので、多少気になりますが、先ほどおっしゃっていた定期的監視というのは、どのぐらいやっていただけるかということと、あと、飲用に当たって処理をするとおっしゃったんですけども、これはわりと簡単にできるものなのか。つまり、大地震とかが来たときは、多分あまり時間がなくて対応しなくてはいけないかもしれないので、そこが多少気になりますので、そこは教えてください。

それから、先ほどあまりおっしゃらなかったですけども、この災害用井戸に関しては、さらに高濃度汚染ということになれば、地下水のほうの対策も関係してくるだろうと思うんですけども、そこはあまり先ほどはご説明にならなかったですけども、おっしゃっていただかなくていいことですか。ちょっとそこを教えてください。

【細見委員長】 では、事務局、どうぞお願いします。

【名取課長代理】 ありがとうございます。こちらの定期的な測定がどうされているかというのは、これから確認したいと思っております。各自治体でどの程度やっているか。おそらくかなり幅があるのではないかというふうに考えておりますので、実態を確かめたいと思っております。

それから、処理も、書いてはおりますが、災害時に浄水処理をそこですするというのは想定しづらいですので、おそらくそういうことまで定めていないのではないかと想像はしておるんですけども、これについても実態を確かめたいというふうに思っております。

高濃度の部分に関しては、条例では高濃度汚染については必ず対策をするという、井戸のある地域については対策するというのを考えておりますので、法律のほうで災害用井

戸など使用頻度が低いものも対策するべきという根拠としては、高濃度の急性毒性などを想定されているというようなことで、飲用頻度が低いものについても入れるべきという議論がされていたというふうに認識しておりますので、そういった意味でいうと、条例のほうは高濃度の部分については対策をするということになりますので、その部分については飲用頻度が低い部分については、対応できるのではないかとというような考えに基づいて1つ提案をさせていただいております。

【大塚委員】 あと一言だけ言っておくと、災害用井戸は、多分、大地震のときは、みんなが飲まなくてはいけなくなるもので、ある程度の期間、飲まなくてはいけなくなる可能性もあるかと思っていますので、10年に一度かもしれないんですけども、どのぐらい重視するかは、人によって考えが違うと思いますということだけ申し上げておきたいと思っています。

以上です。

【名取課長代理】 ありがとうございます。ぜひそのあたり、皆様のご意見をいただきたいと思っております。

【大塚委員】 長い間、1カ月ぐらい飲まなくてはいけないとか、そういうことが多分ありますよね。どのぐらいのことがというのは、地震の規模によると思いますけれども。

【細見委員長】 どうですか。災害用、私も東京都へ住んでいると、3日分の飲料水は確保しなさいというのが自治会で回ってきますけれども、どうですか。

【近藤部長】 今、先生がおっしゃったとおり、東京都の防災計画では、発災から72時間まではその地域で対応していただきますけれども、その間に主要道路の啓開、要するに、道路にたまった瓦礫などを撤去いたしまして、それ以降は東京都が市町村からの要請に応じて水等の食料品は提供する仕組みになってございます。

【大塚委員】 それは水もペットボトルかなにかでということですか。給水車が来るということですか。

【近藤部長】 はい、水と食料品を含めてのことです。

【細見委員長】 東京都はそういう準備ができています。一応、都民としてはそれを信じて、3日分を用意して。

何かこれに関して。小林委員、どうぞ。

【小林委員】 今のコメントですけれども、実際に例えば何か事故とかで短期間そういう基準を超過した水を飲んでも、大体の場合は直ちに健康に影響がないというような、そ

ういうコメントつきで判断というか、解釈されたりとかということがあるわけです。かなり緊急時ですので、処理しなければ供給されないみたいな、逆に別のリスクが生じるようなことのないように、少し配慮もしていただきたいというふうに思います。コメントです。

【細見委員長】 そうですね。感染性とかという観点は今回は入っていないですね。

【小林委員】 実際は、基準値は70年間継続的に暴露してというようなことで……。

【細見委員長】 で、今の人、健康の基準は決まっていますけれども。

【小林委員】 だから、数日であればということも場合によってはあり得ますので、ちょっとこの後、議論かもしれないですけども。

【細見委員長】 小野委員、どうぞ。

【小野委員】 今のところに関してなんですけれども、スライド7の三のところですが、ただし書きは非常によいと思います。そして、大塚先生のご意見ともかぶるんですが、こう書いてしまうと、どんな頻度で監視されていて、どんな処理が実施されるのかというのは、誰かに聞かれると思うので、質問なんですけれども、それは指針や通知で大体の目安みたいなものを示すのでしょうか。こうやっていけばオーケーだよというところを、そういう方針であれば、この規則の書きぶりはこれでよろしいのではないかなと思いました。

【名取課長代理】 ありがとうございます。もしこういった形でされるのであれば、どういった監視、頻度なり、やり方なりというのが必要かというのは、通知なりで示していきたいというふうには思っています。

【小野委員】 通知。

【矢野課長代理】 先ほど、資料3-2のスケジュールで示した中で、通知事項の①、第3回の5というところで、ここで汚染除去等命令発出に関する事項等という議題を上げてございます。こちらは今の飲用井戸の有無の判断等は、まさに汚染除去等命令の発出に関する事項等にかかわると考えておりますので、可能であれば、この時点で見解、この時点までに整理できた部分などについてお示ししてご意見をいただきたいと考えております。

【細見委員長】 一定の頻度だとか、処理の内容とかがわかった上で、それを通知をするということですけども、そういうことであれば了解していただけるという……。

【小野委員】 それがないと、この書きぶりだと困ってしまうだろうなという意見です。

【細見委員長】 変に混乱してしまうということだと思いますが。

【小野委員】 はい。

【細見委員長】 具体的な内容を示すことで、より明確になるのではないかと。

いかがでしょうか。今、事務局の、特に7枚目のスライドのそこに掲げてある内容で進めもよろしいでしょうかということだと思います。

【名取課長代理】 よろしいでしょうか。

【細見委員長】 では、どうぞ。

【名取課長代理】 まだこちら地域防災計画等の確認が不十分な点がございますので、また整理して、今日いただいた意見も踏まえまして、次回以降にまた詳しくご説明させていただきますと思っています。

【丹野課長】 委員長、今、通知だと申し上げましたが、この内容が本当に通知のレベルでいいのかどうかというところ……。今ご指摘いただいたという認識もございますので、そこも含めて、どのような形で規定をするのかについても、ご意見を頂戴したということで、次回以降の……。

【小野委員】 これ、3回。

【丹野課長】 3回になるとはありますが、お示ししたいと思っています。

【細見委員長】 それでは、地域防災計画の内容とか、各自治体によってちょっと違うかもしれませんので、その辺をよく調べていただく、あるいは実態を調べていただいた上で、具体的な内容を示していただくのが、第3回、10月の上旬で、その内容を見て、この文章をどうするかと、それでよろしいでしょうか。

【小野委員】 はい。

【大塚委員】 私も先ほどのご意見に賛成で、もしできたら規則で定めていただいたほうがいいかなという感じがします。

【細見委員長】 規則で。なるほど。通知よりは。

【大塚委員】 ええ。できたらで。

【丹野課長】 わかりました。ご意見につきましては、今後検討いたしまして、またご提示したいと思います。

【細見委員長】 通知で、あるいは規則ということで、とにかく明確に具体的に示していただくことが肝要だろうということだと思います。曖昧になってしまうと、ちょっとこの意味合いが、いろいろな解釈があって、かえって混乱する可能性があると思いますので、規則にするのか、今、大塚先生が言われたように、規則で記すのか、通知ということに関しては、またもうちょっと議論していただければと思います。

【丹野課長】 わかりました。やはりこの部分は法と解釈が異なるところになってまいりますので、慎重に考えなければいけないと思っております。

先ほど、矢野から説明させていただきましたが、今、第3回だと申し上げましたが、もし規則に盛り込むということになりますと、第2回の次の検討会までにご検討いただかないと、事務手続上、施行まで間に合いませんので、次回にできればお示ししたいと思っております。

【細見委員長】 では、この災害用井戸というか、これに関しては、次回も含めて議論の対象にさせていただきたいと思えます。

ほかにこの①の人、健康に関してはいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

では、次の②の地下水汚染対策に関する判断基準についてのご意見ですが、高濃度の数値の表とか、あるいは、将来的に地下水の利用が見込めないような地域についての基準でございませうけれども、これについていかがでしょうか。

石崎委員、どうぞ。

【石崎委員】 2点ほど質問なんですけれども、スライドで言うと13番、モニタリングと書いてあるんですけれども、このモニタリング、期間も何も示していない。モニタリング、要するに、基準値を満たす状況になるまで、対策を講じるまで、クリアになるまでモニタリングは続けなさいよという意味なんですか。

【細見委員長】 1つ質問ですね。

【石崎委員】 はい。

【矢野課長代理】 今の質問につきましては、現在、法が要措置区域のモニタリングの期間を検討しているというふう聞いておりますので、期間が今の法の要措置区域のモニタリングが未来永劫という状況でございませうが、一定の期間の中で傾向を見ながら、上昇の傾向がないような場合については、期間を区切れるというような方向の検討をしているというふうに理解しております。このあたりも参考にしながら、条例で健康被害が生じるおそれのあるモニタリング、それから地下水汚染対策のモニタリングの期間についても、次回の検討の中で整理したいと考えております。

【石崎委員】 そうですね。今の状態だと、確かに永遠に続けなければいけないような感じになっているので、できれば、どの時点で終了させていいのかとか、ということを少し明確にさせていただけるといいかなというところと、もう1点は、スライド14で、自然

由来、これは海水の件はここで書かれているんですけども、以前もお話したように、例えば東京都の繁華街といいますか、その辺だと、さきの大戦のときに焼夷弾とかをまかれて鉛、これを自然由来と言うのか、人的だと言うのかわかりませんが、例えばそのこの汚染されているであろう土地を調査して鉛が出ました。でも、隣とか、全く汚染とは関係ない、例えば公園ですとか、そういうところを調査した数値と、もし鉛が基準値以上だとしても、その全く汚染されていないところと同じ数値だった場合とかはどうなってしまうのですか。

【細見委員長】 どうでしょうか、今の。

【矢野課長代理】 とりあえず、現在の段階では、いわゆるもらい汚染の考え方で言うところの、敷地の upstream と downstream とで同程度の汚染状況にあるかどうかということが1つ判断基準になりますので、地域一帯が同じような汚染があるということであれば、この考え方が使えますが、局所的に弾が落ちてきた土地の中の弾だけということであれば、これはこの土地の対策をすることが周辺の地下水の保全に資するというふうにも考えることができますので、このあたりは難しいところかなと思います。

【石崎委員】 ですから、どの辺の範囲かというところを、距離的なものだとか、ある程度明確にさせていただかないと、私が今お話したように、東京中にばらまかれたとすると、じゃあ、どの範囲まで行くのですかという。

【矢野課長代理】 あくまでも、この調査の対象となった敷地の中の範囲で考えるしかないです。周辺の汚染の状況全てを把握するということは想定はしておりません。あくまでもこの敷地の地下水流向の upstream と downstream です。その事業所の土地の中の状況として、一番端と端で見て、汚染の状況がほぼ同じであれば、それは中の汚染の原因ではないだろうというふうに判断するという整理で今考えているところです。

【石崎委員】 そうすると、隣接している土地、例えば隣とか、例えば500メートル離れているとか、1キロ離れているところを、たまたま調査して、そこで同じような汚染状況であった場合は、本来は自然由来と考えるのが自然ですね。そこに事業者は全く関与していないんですから。500メートルも1キロも離れているところには、それをどう考えていただけるのかという。

【名取課長代理】 ありがとうございます。

自然由来か人為由来かという点で言うと、おそらく人為由来であろうとは思いますが、ただ、その方の責任でないという部分、その事業者の責任でない汚染についてど

うするのかというご提起だと思いますので、それについては、もう一度慎重に考えたいと思います。

【石崎委員】 わかりました。ありがとうございます。以上です。

【細見委員長】 事務局としては、今のよろしいですか。

【矢野課長代理】 スライド15にあるとおり、現在、規則改正の方向性で書いてある内容として想定しているのは、あくまで当該土地の土壌及び地下水の汚染の原因が、当該敷地内の土壌汚染に由来しないことが明らかな場合。下の想定されるものということで、今、自然由来ともらい汚染という話をしましたので、例えば今の通知事項として想定されるものに、おっしゃっていただいたようなケースが現実に見られまして、そういったことを端的に表現するような記載ができれば、通知事項の中に盛り込める可能性はあるのではないかと思います。

【石崎委員】 わかりました。

【細見委員長】 それに関連してですか。

【大塚委員】 多少関連していますけれども、今のご質問とは別に質問しようと思っていたので、ちょっと逆の観点になってしまうかもしれませんが、焼夷弾のケースは、アメリカに訴訟を起こすわけにいかないのが、国家賠償の話には、不作為の話ですね、不作為の作為義務違反ということで国家賠償になる可能性はあります。だから、原因者は国ということになり得るということは申し上げておきます。今の例はもらい汚染という例の1つになってしまいますが、今、明確なご回答をいただかなくていいんですけれども、都はとにかく地下水に関しては、高濃度汚染は避けるということをお考えになっているので、その発想からは、もらい汚染も基本的に原因者にかかかっていかなくてはいけないんですけれども、原因者は拡大した部分についての汚染まで全部浄化しろということには多分ならないかもしれないので、汚染は残ってしまいますよね。だから、そのときにどうするのかというのは、これは多分、法律のほうでも問題になる話で、どこかでお答えになれるようにはしておいていただいたほうが良いと思います。それが1点です。

あと、全然別の話として、スライド16のところは、要件1について案1と2が両方書いてありますけれども、これはあまり気にされていなかったかもしれませんが、案1のほうがいいんじゃないかということをお願いしておきたいです。案1のほうが明確性の点でいいのではないかとお願いしておきます。

以上です。

【細見委員長】 いいですか。あとで、この16ページの案1、2と、要件1に書いてございますけれども、法律的に案1のほうが明確ではないかというご意見ですので、これは異論がなければ、そのようにさせていただきたいと思います。

よろしいでしょうか。

もう1個のほうの焼夷弾でしたか。ここは一度調べていただいて、不作為義務違反というんですか……。

【大塚委員】 いや、作為義務違反です。ただ、焼夷弾の例は、私は、あまり頻発するケースではないと思っています。一方、もらい汚染は、一般的に結構ありますよね。

【細見委員長】 わかりました。今言われた土地が高濃度汚染の場合で、しかもその土地の責任者ではないといった場合に、その原因者はどこまで及ぶのかというのは、多分、水濁法とも関連しているかもしれません。

【大塚委員】 土壌汚染対策法だと、多分、法の5条の問題にはなる可能性はあると思いますけれども、都のほうで地下水についてどういうふうに整理されるのかなというのをお伺いしたいところでございます。

【細見委員長】 この点についてはどうでしょうか。宿題にしましょうか。それとも今答えられると。

【名取課長代理】 ありがとうございます。大塚委員おっしゃったとおり、健康被害のおそれがあるような状態であれば、法5条の適用要件になるとは思いますが、健康被害のおそれがないところで、かつ、高濃度汚染のところ、我々は地下水汚染は対策をしてほしいという思いがあるわけですが、そういうところについては抜けがあるのではないかとご指摘かと思えます。

条例も115条ということで、有害物質取扱事業者が、生きている有害物質を取り扱う事業者がいる場合で、その方が汚染原因だということであれば、その方に命令をするということはできますので、それは適用の検討に値するのかなというふうに思いますが、有害物質取扱事業者もいないケース、もういなくなっているケースであるとか、焼夷弾であるとか、そういったものに関しては適用が難しいだろうというふうに考えているところです。現状の整理はそういう状況にあります。

【細見委員長】 それに関連してですか。

【小林委員】 あわせて検討いただきたいことなんですけれども、もらい汚染の場合、例えば上流から9割ぐらいの濃度で流れてきていて、当該敷地ではほんの少しだけ濃度が

高まったというような、そういうケースもあり得ると思うんです。そういうような場合も、その敷地の所有者にどの程度の責任があるのかというのは、少しそれも整理をしておいていただいたほうがいいのかなと感じました。

【名取課長代理】 ありがとうございます。おっしゃるような混合したケースもあるかと思えます。これに関しては、おそらくその方の責任の範囲で、どの程度が責任というのは非常に科学的に区別が難しいかもしれませんが、そういうことがわかれば、その方の責任範囲をやっていただくというような形になるのかなと思いますけれども、ただ、これを一律にルールで定めるというのはなかなか難しそうですので、個別の指導とかの中でやっていくものかなというふうに今は考えているところです。ありがとうございます。

【細見委員長】 鈴木委員、どうぞ。

【鈴木委員】 まず、第二地下水基準値の設定をするということと、それから、その値について、私は特に意見はありません。これでいいのかと思っています。

その次の4の7ページ、13からその後ろにかけてなんですけれども、土対法とは違って地下水汚染に対して都として何らかの考え方をしていくということを前からずっとすばらしいと思っているんですけれども、この中で健康リスクの話は考え方としていいと思いますが、環境保全という観点から、何回か以前の検討会でも申し上げたと思うんですが、先ほど、帯水層の範囲を考えるとということになると、やはり下位の帯水層、汚染を起こした上位の帯水層から下位の帯水層への汚染の拡散という問題がやっぱり重要だと思います。新たに、例えば地中熱の井戸を掘るとか、それから杭でもある種の杭を打って連通させるというのは、先ほどの、多分15、16の補足というところに書いてあるような新たな施工として規制できると思うんですが、現状でもう人為的にそうなっている地域が幾つかあるんです。それに対しても何らかの制約をかけてしまわないと、どんどん、今、汚染はある一定濃度の汚染まではモニタリングですということは、汚染の下位帯水層への拡大を許してしまうということになりますので、これは敷地の水平の方向もそうですけれども、下位に対してもきちんと何らかの考え方を示しておくべきだろうと思っています。

【細見委員長】 深さ方向への対応ですか。

【矢野課長代理】 鈴木委員の今のご発言は、例えば今、敷地境界で第二地下水基準という話をしておりますが、境界ではなく、例えば敷地内に第二地下水基準超過の地下水汚染がとどまっている場合においても、下位帯水層への影響を考慮すべきではないかということになりますでしょうか。

【鈴木委員】　　そこがちょっと認識の違いがあるかもしれません。僕は、第二地下水基準を超過するという現象は、敷地境界ではなくて、その敷地の中の最高濃度の地下水汚染だと思います。そうしないと、将来の移動の話を設定できない。先ほどのモニタリングも、モニタリングを有期でやることはできなくなってしまう。ですから、その敷地内で最高濃度として第二地下水基準を超えない地下水汚染であればというふうにしなないと、おそらくモニタリングの有期無期も決められないと思います。

敷地境界の問題は、やはり地下水基準を超えて外に出ているものをどうするか、これは民事の話かもしれませんが、そこら辺の整理はしておくべきだと。今のは水平方向の話です。下方向はまた別問題だと思っています。

【名取課長代理】　ありがとうございます。今のご指摘はまさにそのとおりで、実はこの後の議論にも出てきますけれども、調査の方法の中でも敷地境界でやるのがいいか、汚染の真ん中でやるべきかという議論の中でも大変参考になるご意見だと思います。ありがとうございます。

【細見委員長】　　そうですね。敷地境界でも下流側の敷地境界で見ると、単なる敷地境界と言いかも多分異なってくると思いますので、この議論はあとでしますか。

では、あとでこの議論を深めたいと思います。

今までいただいたご意見の中で、モニタリングの期間については国の施行規則等を反映しながら決めていきたいと思ひますし、高濃度汚染に関しての対策のあり方についても、少し宿題が残っているかと思ひます。

そのほかについていかがでしょうか。

何か事務局からありますか。

【名取課長代理】　　すみません、資料で一部誤記がありましたので、そこだけご案内させていただきますと思いますが、全体で言うと4の3でして、スライド番号6になりますが、すみません、何ということのない修正でございますが、規則改正（方向性）で、「一次のいずれかに該当すること」で、「イ」、「ロ」というふうに書いていますけれども、過去条例では「イ」、「ロ」を使っておりませんで、「ア」、「イ」というふうになりますので、イ、ロ、ハ、ニではなくて、ア、イ、ウ、エとなっています。そこが違いということです。

【細見委員長】　　これは全てですね。

【名取課長代理】　　1つ上のスライドは、法律を引用しているものですので、イ、ロですけれども、それが実は7ページ目のスライドに、「前項第一号アの要件は」ということで、

「ア」と書いてあります。ここにつながっていなかったというケアレスミスでございます。

【細見委員長】 条例と法の違いですので、条例ではア、イ、ウで規定されている。法はイ、ロ、ハで規定されていますので、その辺の違いの修正でございます。

ほかになれば、今回の「規則事項 1 基準」についての議論はこれで終わりたいと思います。よろしいでしょうか。

予定の進行表で見ると、若干、これ、分刻みで書いてありまして、15時40分から次の議論を始めろということに書いてあるんですが、ちょっと……。

【丹野課長】 そうですね。これから休憩、10分程度ということで……。

【細見委員長】 あったほうがいい。

【丹野課長】 はい。よろしく願いいたします。

【細見委員長】 わかりました。そうしたら、3時50分から次の議題に移りたいと思います。それまで休憩時間としたいと思います。

(休 憩)

【細見委員長】 ちょっと休憩時間が10分に足りないんですが、3時50分から始めたいと思いますので、よろしいでしょうか。

それでは、議論を再開させていただきます。

続きまして、議題の⑤番、「規則事項 2 手続」というところで、事務局のほうから資料5に基づいてご説明をお願いします。よろしくお願いします。

【矢野課長代理】 それでは、前方のパワーポイント、それからお手元の資料、同一のもので、こちらを用いて、まず資料5の内容についてご説明して、その後、一旦その内容についてのご議論をいただければと思います。

調査猶予の規定の整備ということでございます。こちらは、法のほうは調査猶予の規定があり、条例のほうはそういった規定がないというところを解決するというところから、今回の検討をしてきたところでございます。

条件、要件等の比較の復習でございますが、調査猶予に関する法の要件は、「予定されている土地利用の方法から見て土壤汚染により人の健康に被害が生ずるおそれがない旨の都道府県知事の確認を受けたとき」となっております。この施行規則第16条に書かれている内容としては、かいつまんで申し上げますと、引き続き工場敷地として利用するか、あるいは、小規模の事業場で居住用建物と一体で管理されており、引き続き利用されるということで、基本的に人の健康に被害が生ずるおそれがないということの考え方は、関係者

以外の立ち入りが無いという観点で整理されているものになります。

また、この法のただし書きの土地につきましては、有害物質使用特定施設の廃止の際にかかった調査義務に関するただし書きですので、いわゆる操業中の工場等で多数このただし書き猶予が出ているという状況にございまして、このあたり、条例が工場廃止時に猶予するしないということを取り扱うのと大分状況が違うということについて、これまでも説明してきたところでございます。

また、改正法の31年施行の内容として、ただし書き中の土地の形質の変更の、一定規模以上のものについては届出をして、それについて調査命令が下るという流れが加わることになっております。この一定規模につきましても、900平米を軸に、今、最終的な調整がされているというふうに理解しております。

条例においては、猶予の要件は、通知で示している内容ですが、基本的に期間と条件というものでおおよそ整理してございまして、建物があって調査が困難な場合で、工場等の建物を取り壊すまでの間であって、引き続き工場等設置者に管理されているか、土地所有者に管理が適切に引き継がれていることとしております。ですので、土地の形質変更を行うならば、建物があってというところが該当しなくなりますので、基本的に調査が必要になるというふうに考えているところでございました。これは現状になります。

これを踏まえた「中間取りまとめ」見直しの方向性の抜粋でございまして。

こちらは説明は割愛いたしますが、これを踏まえて、本日お配りしたパブコメ案で、調査猶予の規定については、このように整理してございます。

もう1つ、工場等廃止後の調査、いわゆる操業中の調査はまず猶予の対象にならないというふうに考えてございまして、この廃止後の調査については、調査義務を負った者が猶予の申請をした場合にあつて、次の要件を満たす場合に限り、猶予の確認を行うこととすることを考えております。

この要件が2つございまして、1つ目のポチが法と同じ土壌汚染により人の健康被害が生ずるおそれがなくと。次の「かつ」以降が条例独自の要件として、「その利用方法からみて当面の間汚染状況調査を実施できない状況にあるとき」というふうにパブコメ案では記してございます。

また、猶予の確認に当たって、知事が確認の条件とすることができるものを挙げてございます。

1つ目が、条例独自の考え方でございまして、工場等の操業時の状況に関する図面や記

録等の保管。

それから、猶予中の土地利用状況の変更の届出。これは届出を求めている内容になります。

それからもう1つ、これは施行規則になりますが、猶予の確認の地位の承継という規定が対応しますが、所有者等の変更の届出を条件とすることができるとしております。

また、この猶予中の土地について、現況が猶予の要件を満たしていることについての届出を求めたり、あるいは、立ち入りにより確認することができることとしております。

この猶予の確認を行った土地については、猶予の要件を満たしていないことが確認された場合、または確認の条件に反したとき、すなわち変更の届出がされなかった場合につきましても、条件違反ということで取り消すことができるというふうに規定したいと考えているところです。

この取り消しを受けた日から120日以内に調査を行うという規定を想定してパブコメ案を作成してございます。

こちらに関しまして、規則の事項を大きく2つ挙げてございまして、1つは確認の申請に係る手続的な部分。記載事項申請書の様式、添付書類。それからもう1つが、猶予の要件の土壤汚染により人の健康被害が生ずるおそれがないとき。それから、当面の間汚染状況調査を実施できない状況にあるとき。これをもう少し具体化した部分は、規則事項と考えてございます。

ですので、本日の検討課題としましては、まず要件の部分を先に整理いたしまして、この要件を確認するために必要な事項を申請書に記載する事項、添付書類ということで検討したいと考えております。

1つ目の猶予の要件の部分でございまして、最初に現在までの検討ということで、繰り返してございまして、猶予の要件というのは、この条例の通知の要件を維持するというところで整理してきたところでございます。

考慮すべき点としまして、条例通知の要件のうち、条件、管理の状況に係る部分でございまして、これは法のほうもいわゆる一般人の立ち入りがいいことというところにして、ほぼ同様の管理が求められているというふうに解釈してございます。

期間、この建物があって調査が困難な場合というところについては、条例独自の考え方ですので、この現行通知と整合した形で規則で定める必要があると考えております。

このような条件でございまして、要件に当てはまる部分が敷地内の一部のみである場

合が想定されます。こういったときの扱いは考慮すべき点と考えられます。

また、健康被害が生ずるような土壌汚染がある可能性、いわゆる114条の命令が出るべき状況にあるようなときですとか、周辺に地下水汚染が広がっている115条調査要請相当の土地である場合ということも場合によっては考えられます。これは操業中の事業場であれば、114条の命令、115条の調査要請の対象になりますが、こういった事実を把握した後に事業場が廃止されてしまっていて、まだ命令が出ていない、要請が出ていないというケースがあり得ると考えられますので、この場合どうするかということでございます。

改正の考え方としましては、条例制度独自の考え方で、制度に合わせて規定するという事で、次のスライド7でございまして、規則改正（方向性）ということで、規則の規定のイメージを示してございます。

まず、猶予の条件としては、①、②のどちらの要件も満たすことが確実であると認められる場合に、該当する土地の部分に対して行うという記載を検討してございます。ただし書きで、こちらはまだ記載が行われてございませんが、114条の命令相当、115条の調査要請相当の状況にあるときについては猶予しないというふうにただし書きをつけてございます。

①が法のただし書き要件とほぼ同じ内容でございまして、法の用語と条例の用語は少し違いがございまして、書きかえた形でございます。

アが、法の施行規則第16条第2項第1号を参考に、いわゆる今後も事業用地として使われる場合というケースです。

イは、法の同じ項の第2号でして、小規模な事業場の跡地というところで、引き継ぎ事業を営んでいた者が居住の用に供するというようなパターンを想定してございます。

これは法のただし書きの要件が出るところをカバーしてございまして、②のほうで条例独自の当面の間汚染状況調査を実施できない状況にあるときという要件を加えるという仕組みでございます。

これについては、書き方としては、「調査における土壌試料及び土壌ガス試料の採取にあたり、現存する建物を取り壊すこと若しくは建物の基礎等を損壊させることが必要であり、調査が困難であるとき」というところで、現在の建物を取り壊すまでの間というような考え方を取り入れることを想定しております。

補足でございまして、該当する土地の部分に対してということですので、部分的な猶予

が可能になります。これは通知事項として想定している内容ではございますが、該当する部分が敷地のうちの一部であるというときには、敷地全体を猶予せずに部分的に猶予することができる。

とはいっても、例えば先ほどの小規模事業場の場合ですと、敷地のうち、例えば建屋が敷地の8割ぐらいあって、一部2割程度が裸地であるというようなときに、この2割の裸地の部分を調査をして、残りの部分を猶予するというようなことが現実的かというところもございます。こういったときも含めまして、全域の猶予が相当である場合という考え方も通知の中で示せばというふうに考えております。

この要件のことを前提に、申請書の記載事項、それから添付書類について検討したいと思っております。

現在までの検討としまして、繰り返しにはなりますが、この申請は調査の義務者が行うこととなります。ですので、条例上の調査の義務者は原則として工場を廃止した者ですので、土地所有者と異なる場合が想定されます。この場合に、所有者の同意を必須とするというふうにこれまで整理してきたところでございます。

また、この猶予の確認に当たって、図面、記録、そういったものについても保管させるということを規定する予定でございます。

考慮すべき点につきましては、法のほうがどうなっているかということでございまして、法はまず土地所有者等が申請を行うという規定になっております。記載事項と様式が法に定められております。

この記載事項、それから添付書類について、現在、第二段階施行において、ただし書き申請に添付する書類や図面の追加が予定されております。こちらは現在、4月に公表されました法の第二答申で明らかになっていることとございます。

また、土地所有者の同意を必要とするということで、これに関する添付書類も必要になると考えられます。

改正の考え方としましては、この必要な記載事項の部分、それから図面、書類、そういったものが添付されることとなりますので、参考として法の猶予の申請書の記載事項と、それから中環審の第二次答申で追加されるとされている資料に関する事項をこちらに紹介してございます。

基本的には法の内容と似たようなところを想定してございますが、この規則改正（方向性）で、下線で示しているのは、法と条例との違いによって生じている記載の違いという

こととなりますが、1つ目は、廃止の時の設置者の指名又は名称ということを加えておりまして、これは申請してくる者が事業者の場合もございますし、また、事業者から調査義務を同意の上で承継した土地所有者というケースもございますので、そういったところも含めて記載を求めることを想定してございます。

それから、③については、法においても有害物質使用特定施設で使用されていた特定有害物の種類とか、そういったものを書く欄がございますが、条例としてはもう少し踏み込んで使用、排出の状況についても可能な範囲で猶予の申請の段階である程度明らかになっていることを期待したいと考えております。

それから④につきましては、申請者が所有者でない可能性がございますので、所有者を明らかにするということが必要と考えております。

⑥については、当該土地において調査が困難である理由として、例えば建屋があるとか、そういった状況についての説明を求めるということを想定してございます。

⑦に土地の管理者の連絡先等とございまして、こちらにつきましては、実際にその土地の管理がもとの事業者、あるいは土地の所有者といった適切な管理を行うべき者が行っているのか、あるいは、管理者とこういった者との関係が猶予するに当たって見るべき事項かと考えておるところでございます。

添付する書類、図面として、1つ目が、同意書に該当する部分。それから2つ目、3つ目は、今回の改正法の中で新たに加えようとしている内容とほぼ同じ内容ということになります。

それから、すみません、③が2つございまして、下のほうは④に訂正していただければと思いますが、④については、条例独自の考え方で示しております「工場等の操業時の状況に関する図面や記録として自ら保管又は管理者に引継ぐ書類等の一覧」ということで、これは書類そのものを添付させるというよりは、こういった書類があるという一覧、目録的なものにつきまして、猶予の申請書に添付していただこうと、そういった考え方でございます。

こちらの説明については以上になります。

【細見委員長】 どうもありがとうございました。

資料5の内容についてご検討をお願いしたいと思いますが、大きく猶予の確認の要件として土地の利用状況について、今、提案されました内容でよろしいかどうかということとか、あるいは、記載事項についての何かコメント、ご意見等がありましたら、よろしくお

願いたいと思います。いかがでしょうか。

【鈴木委員】 よろしいですか。

【細見委員長】 はい、鈴木委員、どうぞ。

【鈴木委員】 すみません、ちょっと勉強不足なんですけど、この「小規模な工場」の「小規模」というのはどのぐらいのものを示すんですか。

【矢野課長代理】 法のほうも含めまして、特段明確な基準はないということが現状でございます。

【鈴木委員】 おそらくただし書きのときの、今度は形質変更のための基準が900なり、条例だと300とかになってくると、それとの小規模の大きさの感覚が逆になったりするとまずいかもしいので、何かここはちゃんと考えておかなければいけないのかなという気がします。

【細見委員長】 よろしいでしょうか。では、定義が今のところない……。

【矢野課長代理】 明確な基準はない状況ですが、例えば我々が117条の適用除外で考えている数字ですとか、旧法の附則第2条の300ですとか、そういったところは1つ考え方のヒントにはなり得るかなとは思いますが、検討は引き続きしたいと思います。

【細見委員長】 これ、例えば規則とかにもし明確になると、載せるべきだということでしょうか。

【鈴木委員】 おそらく、ただし書きの中で形質変更を一部行いたい場合には、解除するなり、そこだけ調査なりのことが出てきますので、そのときに結局全部やらなければいけない、全部やらなければいけないというのはおかしいですけども、全然やらなくていい場合も出てきてしまうとか、いろいろ多分、形質変更の大きさによって、ちょっとケースは今、頭の中に整理できていないんですけれども、おそらく不合理な部分が出てくる可能性はあり得るのかなと思っているので、小規模に対しては1回整理が必要かなという気はします。

【矢野課長代理】 現在の事務局の考え方としましては、条例で言うところの猶予中の土地につきましては、いかなる改変の規模であっても、ただし書きの猶予の確認を部分的に取り消す等を考えております。

【鈴木委員】 わかりました。ありがとうございます。

【細見委員長】 そのほかについてはいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

では、特段のご意見、ご質問等がないようですので、先ほどの小規模という定義は改めてここでする必要はあまりないということですよ。今のお答えで言うと。

【矢野課長代理】 ちょっとまた一律に決めることのメリット、デメリットについても検討ができていない状況ではございませんが、法のほうもまだ特段明記していないということも含めまして、現時点では規則に明記するということは想定していない状況です。

【大塚委員】 ごめんなさい、法のどの条文の話をしていることになるんですか。

【矢野課長代理】 法の施行規則の第16条第2項第2号がこれに相当するということでございます。

【大塚委員】 それは「小規模」という言葉を使っているんですか。じゃないと、それは多分、法のほうはそれで明確にすることを考えてはいると思うんですけども、そこは小規模だけになっている？

【細見委員長】 ちょっと確認してください。16条の……。

【矢野課長代理】 16条第2項第2号になります。お手元、別冊資料がありましたら、三段対照表の20ページにございます。法律の条文をそのまま読み上げますと、「当該有害物質使用特定施設を設置していた小規模な工場又は事業場において」とされておりまして、明確な面積等はこちらには記載はないという状況でございます。

【大塚委員】 それは通知とかにもないですか。

【丹野課長】 お手元のフラットファイル、インデックスの10のところの20ページの部分でございます。施行規則の第16条の2項2号。

【細見委員長】 2ですか。

【丹野課長】 はい。

【矢野課長代理】 今、施行通知、すみません、事務局の手元にあるものでございますが、後ほど確認できるように、法の施行通知の8ページの部分に本件についての「小規模な工場、事業場において」というところがございます。施行通知においては「小規模な工場・事業場」とは、事業用の建築物が居住用の建築物と比較して著しく大きくなく、工場・事業場の敷地のごく一部に住居があるのではなく工場・事業場と住居が一体として設置されていると一般に認識される程度の規模の工場・事業場をいう」とされておりますので、いわゆる住むための部分と工場の部分がほぼ一体となっているというような部分を考えているものと思われま。

【大塚委員】 ありがとうございます。

【細見委員長】 法の議論のときも、たしかそういう住んでいる場所と操業しているところが同じである場合を主に念頭に置いて議論してきたと思います。ただ、面積要件とか何かというのは明確にはなっていないということでございます。一応、それで国も動いているので、都もこれでいきたいということでございます。

いやいや、ちゃんと基準を決めるべきだと、例えばこういう……。

【大塚委員】 そこまでは今申し上げる気はありません。

【細見委員長】 案があればぜひ。なければ、一応今の形で進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、ないというように思いますので、この件については、基本的には、④とか修正は若干ありますけれども、お手元の資料5で進めていきたいというふうに思います。

続きまして、資料6でございます。規則事項2というところで、手続のところですが、適用除外あるいは汚染地の改変行為についての規則案でございます。準備ができましたら、事務局からお願いします。

【名取課長代理】 資料6についてご説明いたします。規則事項の2番目、手続関係ということで、117条の適用除外行為と、汚染地の改変行為についてです。

こちらは、昨年度までの検討でおおむね方向性を出していただいておりますので、それほど大きな論点はないのかというふうに思っております。

まず、117条の適用除外行為についてですけれども、条例の条文、規則が書いてありますが、これまで規則の中で適用除外行為というのは明文化されていなかった。環境局のホームページで紹介しているという部分でしたので、これはちゃんと改めて適用除外の行為を明記したいというのが方向性でございます。

こちらは中間取りまとめに書いてある見直しの方向性を抜粋しておりますけれども、適用除外行為として、「通常の管理行為」、それから「軽易な行為」、それから「非常災害のために必要な応急措置として行う行為」を定めることとしています。

通常の管理行為は、水道、下水などのインフラ系を意識しておりますし、それとは別に植栽ですとか、既存道路の補修なども含めるということを考えております。

それから軽易な行為は、ご議論いただいた結果、300平米未満の土地ということを考えています。

それから一番下の4条1項の届出対象となる土地については含めるということに関しては、これは改正法の中で操業中の900平米以上の土地改変が追加になるということ踏

まえまして、これも117条の対象とするということで加えているものです。

こちらは方向性ですけれども、これを規則の形式で意識して記載したものがこちらになります。117条1項に規定する規則で定める行為は、次に掲げる行為とするということで、土地の切り盛り、掘削等建築物その他の工作物の建設その他の行為に伴う土地の形質の変更ということで、ただし、次に掲げる行為については、この限りではないということ……。

ア、イ、ウ、エは、これまでご説明したとおりのものを挙げているものになりますけれども、これらの似たような行為ということで、類型として汚染の拡散のおそれがなく、かつ、日常性・緊急性を要する行為と認められるものをオとして定めたいと思っています。

それから、カについてが軽易な行為ということで、300平米未満、かつ、これまでの調査で基準超過が判明していないということ。

それから、キについては非常災害として必要な応急措置を行う。これらは適用除外ということで明記したいと考えています。

それから、ニについては、土壤汚染対策法第4条に基づく届出の対象となる行為は、これは117条1項の対象となるということもここに書いておきたいと考えております。

続いて、汚染地の改変行為に関してですけれども、これまでの条例では、汚染地の改変についての規定はございませんでしたので、これを新たに設ける必要があるということになります。これまで封じ込め等にあった構造物に対して、何らかの変更が加えられたとしても、特に届出なくやれてしまいましたので、措置が不十分な状態になる可能性があったというものです。

これについては、116条、117条のそれぞれのフローで示しておりますけれども、前回までの議論に使った資料でございますが、116条の流れで言うと、汚染が確認されて対策を実施したけれども汚染が残置されたケース。または、対策が必要ないということでそのまま汚染が残置されているケースもあると思っておりますが、その土地を新たに改変しようとした場合について、これについては届出が必要ということをお知らせの中でやっていきたいと思っております。この際に拡散防止計画書を出して完了届出を出すということになります。

それから、117条に関しても、やはり汚染が残置された場合において、新たな土地改変行為が発生したときに、汚染拡散防止計画書の提出が必要だという規定をつくっていききたいということでございます。

これについては、改変行為の要件をどうするかという、改変する前に手続が必要ということですが、これは法にならしまして、法12条、16条と整合を図るとというのが中間取りまとめの方向性で示しているところです。

検討課題としては、この改変行為の要件を定めることになりまして、これは法に合わせる形で考えたいと思っています。こちらは法の12条、16条を示しておりますけれども、届出要件ですとか除外規定を、それぞれ条文また規則の中で定めています。

これらを整理しまして、条例の中でも規則として定めていきたいと思っていますが、届出を要する行為としては、次のいずれかに該当する行為ということで、汚染除去等又は地下水汚染対策の措置を講ずるために設けられた構造物に変更を加えるような行為、こういう行為は届出をする。それから、土地の形質の変更で、これも法律と一緒にですけども、10平米以上で、その深さが50センチメートル以上であること。それから、3メートル以上であること。そして、敷地外に土壌を搬出するような行為、こういった行為については届出を要する行為としたいと思います。

一方で届出が不要な行為ということで、こちらも法律と一緒にですけども、非常災害のために必要な応急措置として行う行為。それから試験研究の用に供するために行う行為ということも届出不要な行為としたいというふうに思っています。

また、非常災害の行為については、運用の中で事後の提出の受理を可能にしたいというふうに考えております。

こちらは以上でございます。

【細見委員長】 どうもありがとうございました。

適用除外と汚染地の改変行為の規則について説明いただきましたけれども、何か資料6について、ご意見、ご質問があれば……。

鈴木委員、どうぞ。

【鈴木委員】 すみません、ちょうどそこに出ている1点だけ教えてください。

そのア、イ、ウ、エ、オ、カ、キの中のオの中で、日常性・緊急性を要する行為と認められるもの、逆に要しないものはどういうものが残るのでしょうか。

【名取課長代理】 要しない？

【鈴木委員】 逆に、日常性・緊急性を要する行為でもいいんですが、それに該当しないものはあるんですか、この日本語の中に。

【名取課長代理】 ア、イ、ウ、エは該当すると思っております。それ以外に、ここで

は挙げきれなかったものでもおそらく同じように認められるような行為があるのではないかと、オを設けているという趣旨です。

【鈴木委員】 日常性のあるものと緊急性のあるもの、それを除いてしまうと何も残らないのではないかと思うんですが。

【細見委員長】 少なくともア、イ、ウ、エで取り残している部分があるかもしれない。

【鈴木委員】 上記以外のものという理解をすればいいですか。

【名取課長代理】 はい。

【鈴木委員】 上記以外に……。

【細見委員長】 上記以外のものでおそれがないというものです。

【丹野課長】 日常性と緊急性が併記されているのが……。

【鈴木委員】 そうそう、だからあり得ないのではないかと思った。

【丹野課長】 おっしゃるとおり。緊急性のみ残します……。

【名取課長代理】 そうですね。言葉の面で日常性と緊急性で相反する言葉が並列に並んでいるという点で、言葉の面は少し検討したいと思います。ありがとうございます。

【細見委員長】 少なくともア、イ、ウ、エと同等のようなものだというような意味だと思いますので、同等以下ですかね。そのぐらい、日常性と緊急性というこの語句に関しての疑問だと思いますので、ここは修文だというふうにさせていただければと思います。

そのほかについていかがですか。

【勝見委員】 細かい点ですが…。

【細見委員長】 はい、どうぞ、勝見委員。

【勝見委員】 同じところで、「用水又は排水施設の設置」、排水だと、結構大きいものも出てくる可能性があるのかと思うんですけれども、これはもうこういう書き方で大体想定される行為は網羅しているという理解でよろしいのでしょうか。

もう常識的にこういう表現で問題ないということになるのでしょうか。

【名取課長代理】 そうですね。規模のことはここでは要件にはなっていないわけですが、これまでも運用の中でこういった整理をしている中で、特段問題が起きていなかったのかなというふうな認識ではおります。

【勝見委員】 はい。

【細見委員長】 特に、排水といった場合に、特定事業場だったらどうなのかな。用水は多分問題ないかなと思いますが……。

【名取課長代理】 排水のほうは、こちらは一応、設置について書かれています。撤去が抜かれている状態です。なので、排水施設使用前のことを想定しているということでございます。

【細見委員長】 前？

【矢野課長代理】 おそらくこの排水施設を設置するという事は、敷地内で使われた水が適切な状況で敷地外に排出されるという、その優先性を考えたときに、調査を行って改変時の対策を行うということに比較して、優先度が高いということで整理されているものと考えております。ですので、設置に関しては除外されますが、撤去の際についてはこれは適用されず、用水、排水施設を撤去するという事になれば、適用除外にはならないという整理になります。

【細見委員長】 はい。いいですかね。撤去は含まないと。

ほかにご意見とかございますでしょうか。

もしなければ、先ほどの日常性・緊急性の語句だけは修正するという条件でお認めいただくということでよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

【大塚委員】 すみません、今の点、日常性のところですけども、提案するだけです。これは日常性があるか、または緊急性を要するという、例えばそういうことかなと思いますので、提案として申し上げておきます。

【細見委員長】 一応、修正案という形で、今、大塚委員のorというか、あるいはということをつなげてはどうかということも含めて、趣旨は大体皆さん理解していただいたんですが、文章表現としての問題だと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

【丹野課長】 はい、ありがとうございます。

【細見委員長】 それでは、続きまして、今度は指針ですかね。土壤汚染対策指針の改正事項について、資料7、全体像をまず説明をしていただいて、あと具体的な調査方法について議論します。まず、全体像をお願いします。

【名取課長代理】 続いて、指針の改正事項について、ご説明いたします。

まず、指針とはということですが、113条に基づいて設定されているものでして、土壤汚染の調査、対策に係る方法を定めたものです。全体の構成はこちらにお示ししておりますけれども、第1に目的、それから第2に調査に関する事、第3で計画の作成及び実施で、ここは対策に関する事、そして第4で要措置区域等に係る特例を定めています。

調査に関する規定について、もう少し詳しく載せているのがこちらですけれども、1つ目に土地利用の履歴等調査がありまして、有害物質の取扱状況、それから過去の土地の利用の履歴などを調べることになっています。

それから2として汚染状況調査がございまして、ここでも有害物質の使用の場所などを調べると同時に、土壌の調査の方法などが定められています。土壌調査に関しては、概況調査、詳細調査が設定されています。それから、地下水の調査についてもこちらで定められているものです。

それから、対策に関する規定ですけれども、計画の策定及び実施ということになっていますが、汚染処理計画または汚染拡散防止計画について、目標であるとか、区域、方法、時期、環境保全対策などについて記載するような事項になっています。

ここからが指針の見直しに係る方向性ですけれども、指針は、調査・対策の技術的事項について、独自に条例で定めているものではございますけれども、これまで土対法の規則の改正に合わせて何度も改正を行ってきている状況です。基本的に改正の内容は、規制上の混乱を防ぐという意味から、法との整合をとってきたところがございます。

現行の指針では、1つ、法の重複する部分について、法の調査・対策があった土地については、条例上の調査・対策があったとみなすという規定がございます。こちらに抜粋として書かせていただいております。こういった特例も設けてきたということがあります。

これまでの検討委員会での検討において、基本的には調査・対策に係る技術面は法と条例の整合性をつける、これは指針の中で合理化を図っていくということが示されていますので、それを踏まえまして、見直しの方向性としましては、規制の合理化の観点から、法の規則に可能な限りは整合させる。

ただ一方で、条例独自の理念として、地下水環境保全の部分が今日も議論になっておりますけれども、それに必要な部分として、地下水の調査、それから高濃度時の対策については、独自に規定するというので、全体の方向性としては、こういう形で考えているところでございます。

それを踏まえまして、主な検討事項を構成別には書いていますが、第1については文言の修正かというふうに思いますが、第2の調査の部分に関しては、特に法と整合させるということで、本日この後議論していただきたいと思っておりますけれども、整合がとれていない部分の確認、それから深度方向の調査がまさに大きな部分ですけれども、そういった部分の整理、それから地下水調査をどうするかというような検討、それから、これまで調査

の省略については条例にありませんので、それについての検討があります。

対策については、これまで汚染処理計画と汚染拡散防止計画の2種類でしたけれども、今回、地下水対策も1つの項目に出てきますので、この3つに分かれる形で記載を修正していく必要があると思っています。

それから、モニタリングを措置の一環として位置づけるということも考えていますので、そういった記載も考えていきます。

そして、各計画書にはどういった記載事項があるかということも今後の検討事項になると思っています。

それから、自然由来の不適合土壌の搬出規制については、こちらは指針で定めるというふうにしていますので、これについても検討事項になります。

そして、Green Remediation/Sustainable Remediationの考え方についても指針の中で記載していきたいというふうに考えています。

最後に、要措置区域等に係る特例については、法案件と重複している案件の一律的なみなしをこれまでやってきたんですけども、そうすることによって逆に地下水環境保全の部分が抜けてきてしまったという弊害がございましたので、この特例については一旦削除を考えまして、法と条例の重複の解消については条例規則レベルでしっかり記載する、または運用面の届出の部分で合理化を図っていくということ考えたいと思います。

以上になります。

【細見委員長】 どうもありがとうございます。

土壌汚染対策指針の改正ということについて、全体像を調査と対策あるいは特例という観点で説明していただきましたけれども、本日は、あと調査について議論することになっています。全体像について、もしご意見とかご質問があれば、お願いしたいと思います。

はい、どうぞ、勝見委員、どうぞ。

【勝見委員】 先ほどの④の基準のときにも話があったんですけども、そのときの地下水汚染の話で「高濃度」という言葉を使っていたらっしゃったのと、今回の6ページ目の「高濃度」というのは、同じ意味だということですよ。

【名取課長代理】 はい。

【勝見委員】 その「高濃度」という言葉が、ちょっと一人歩きしないかなというのが気になりました。一体どれぐらいのレベルのもののことをおっしゃっているのか、基準のところではご説明があったんですけども、決して一般に想定されるような高濃度

というものではないのではないかとというのが少し気になりましたので、それは整理をしていただいたほうがいいんじゃないかと感じました。中身の本質的な話ではなくて、わかりやすくご説明いただくのに、こういう具合に表現されているということは理解した上で、最終形として少しご配慮いただいたほうがいいかなと思います。

【名取課長代理】 ありがとうございます。ご指摘のとおりでして、実は鈴木委員にも以前ご指摘いただきまして、「高濃度」という言葉で逆に危険をあおっているような印象を与えかねないのではないかとということで、何か別の適切な言葉がないかと模索していたんですが、すみません、なかなかいい言葉を思いつかない状況でして、説明のしやすさからこのまま来ている状況でございます。もう一度しっかり検討したいと思います。ありがとうございます。

【細見委員長】 本日は、規則で高濃度の定義に関して具体的な数値は挙げていただいたんですね。ただ、それを一般的に使うというときに、変に誤解を与えるのではないかとご指摘で、勝見委員にも考えていただいて、こういう表現だったらいいのではないかとこののを、もうちょっと……。

【小野委員】 先生、搬出土壤のときも出たんですが、基準超過時というふうな整理だと、どうなんだろうということをおっしゃって……。

【細見委員長】 超過ということ。

【小野委員】 たしか昨年度の検討委員会でも、「汚染土壤」という表現ではなくて、「基準超過土壤」に統一しましょうという話がどこかで出たような気がするんですが。

【丹野課長】 自然由来のところでもそういうお話をいただきまして、表現は統一することになっておりましたので、今回も基準を、先ほど、土壤については第二溶出量基準、地下水については第二地下水基準を超過したものを、いわゆる高濃度と表現しておりますので、基準をもう既に認めていただいたということで、基準超過という表現を用いたいと……。

【名取課長代理】 例えば、第二基準超過と表現するのか、対策基準という新たな言葉を設けるのか、そういったようなことで、対策基準というと、また少し健康リスクの関係等が難しいなというのがありますので。

【大塚委員】 基準だけだと、どういう基準かということがわからないので、それは多分、明確化していただいたほうがいいかなと思いますけれども。

【丹野課長】 はい。

【細見委員長】 「超過」という言葉を使ったほうがいいのではないか。ただ、基準と言ってもいろいろな基準があるので、その定義、第二……、何でしたかね。

【丹野課長】 第二地下水……。

【細見委員長】 第二地下水。その表現ぶりも今のをヒントに修正していただくという条件で、この資料7の内容はお認めいただいているかと思います。

【丹野課長】 数字については、ご了解を得たということで、文章等についてはまた検討させていただきます。ありがとうございます。

【細見委員長】 ありがとうございます。

ほかに、よろしいでしょうか。

それでは、具体的な調査方法について、資料8に基づいて、よろしいでしょうか。汚染状況調査の方法について、いろいろ今日も議論があるかと思しますので、よろしく願いいたします。

【名取課長代理】 本日最後の議題になります。資料8、指針事項1として、調査の方法についてご説明したいと思います。

まず、これまでの検討状況の確認ですけれども、詳細調査の位置づけについて、昨年度の第2回検討会で議論しておりますが、法と条例の必要な調査がこれまで異なっておりまして、特に第二種、第三種の有害物質で、法は表層の調査のみでよかったのに対して、条例は詳細調査として深度方向の調査も義務づけていた、必須になっていたというところがありました。それから、地下水の調査も必須であるというところが違いが出ているところでした。これについては、合理化を図るという観点から、土壌の調査方法と範囲については法と同じものにするということを昨年度の検討会の中で方向性を示しさせていただいております。ですので、法と合わせまして、第一種については法と同様に深度方向の調査が必要になりますけれども、第二種については、深度方向の調査については義務づけないということです。

一方で、地下水環境保全という意味合いで言うと、地下水の調査はやっていただきたいということがありますので、溶出量基準を超過したときには、地下水の調査が必要という形で、この部分は条例独自で定めるということに方向性としてなっています。

最終的に対策を実施する際には、法であっても、条例であっても、汚染範囲の確定が必要なことが多いですので、そういったときには必要な深度調査を行うということは、法も条例も同じというふうになっております。

そして、中間取りまとめやパブリックコメントの案についても、基本的には法と整合させるということと、それから地下水の調査については独自に必要な事項を定めるといったことを記載しております。

では、法と条例の調査方法の整合がとれている、とれていない部分の比較ですけれども、調査地点ですとか、調査区画の選定方法、それから分析方法などについては、基本的に整合はとれています。

それ以外のところで、地下水調査の関係であるとか、詳細調査の深度方向の調査の関係で整合がとれていない部分がございます。条例では、既設井戸があった場合には、既設井戸の水質の状況を把握するというのがありましたけれども、これは法律にはございません。

それから、第1種の有害物質の調査地点ですけれども、法律では土壌ガスが検出された区画のうちの相対的に高濃度の地点で調査を行うということに対して、条例では全体で調査を行う、こういったところに違いが出ております。

これらについて、今回、検討項目①、②、③というところについて、具体的に検討していきたいと考えています。

第2種、第3種で詳細調査については先ほど整理したとおりですけれども、必須となる範囲は法と整合をとりますけれども、一方で、詳細調査も調査としては残していきますので、それについては法律で行っている例えば認定調査であるとか、対策に伴う深度方向の調査との整合は、次回以降、検討したいと思っています。

それから、自然由来・埋立由来の特例調査は、法律がございますけれども、条例にはないので、このあたりについても、次回以降、検討したいと思います。

今回検討項目はこちらの3つでして、第1種有害物質のボーリング調査地点、それから地下水調査の方法、それから調査省略と省略時の汚染状況の評価の3点でございます。

1つ目、第1種有害物質のボーリング調査の地点ですけれども、こちらに図を示していますが、ガスが検出されたところがピンクの網かけの形で表示されていますが、法律では、このうち相対的にガスが高濃度の地点、ここで言うと、A、B、Cの3地点、この3地点でボーリング調査を必須で行う。それ以外は、必須の調査ではないという扱いになっていますけれども、条例は基本的に単位区画ごとに設定するという事になっていますので、この網かけの地点全ての区画についてボーリング調査が必要というふうになっております。

これについては、結果的に多くの案件でその後の対策を見据えて全地点で調査をしてい

るケースが多い状況ではございますけれども、一方で、掘削予定がない場合であるとか、予定深度が浅い場合、それからもともと対策が不要で何もするつもりがないというような場合においても詳細調査が必要という点で、一部で過剰な負担になっている可能性があるということで、これについては、基本的には法律と合わせる形で、つまり、相対的高濃度地点で深度調査をする。こちらの図で言えば、A、B、Cのところ調査をすれば、最低限でよいということで整理したいと思っています。

当然ですけれども、もし対策を実施するというのであれば、汚染範囲の確定の調査は必要にはなりません。

続いて、地下水調査の方法ですけれども、法は土壌汚染調査において地下水調査は義務づけてはおりません。一方で条例は、調査の中で義務づけているということで、今後も溶出量基準超過については、地下水調査は必須という形で整理しているところでございます。そういった場合に、地下水調査の方法はどうするかというのが検討事項かと思っています。

ここに地下水調査の方法の比較として、法や条例でさまざまな地下水調査の方法が書かれているんですけれども、比較をお示ししております。

法律で言うと、土壌ガスが採取できない場合の地下水調査のやり方、それから法の5条の命令に基づく特例の地下水調査のやり方、それから措置の確認として、措置としての地下水の水質の測定による地下水調査などの方法が定められていますけれども、それぞれ採取孔であるとか、採取深度、採取地点が異なっている状況です。

条例でも既設井戸を使う調査と、ボーリング孔から採取して地下水分析をするというようなやり方がありますけれども、それぞれやり方が違っている点がございます。これらの方法のもとに、条例における地下水調査の方法を検討していく必要があるというふうに考えています。

今回、1回で決めてしまうというのはちょっと難しいかなと思っておりまして、今回は地下水調査の方法に係る論点を挙げさせていただいております。

1つが、まず試料採取の地点ですけれども、こちらは先ほど鈴木委員からもご指摘がありましたけれども、汚染の中心部分とするべきなのか、それとも地下水流向下流側の敷地境界付近とするべきなのかというような議論があるかというふうに思います。これは汚染をしっかりと見つけに行く調査ということであれば、汚染の中心部分とするのが妥当かと思いますが、汚染が外部に出ていないかを確かめる調査ということであれば、敷地境界付近とするべきということで、若干目的によって設定が変わってくるのではないかというふ

うに思います。

敷地境界付近とした場合では、広い敷地の場合に複数地点の調査が必要ではないかとか、広い敷地の一部が調査対象地の場合にどう設定するんだというような技術的な課題が出てくるというふうに思っています。

試料採取深度については、汚染のおそれがある帯水層が原則調査対象と考えられますけれども、かなり深度が深い場合、土対法の土壌調査ですと10メートルまでが限定されていますけれども、そういった限定をつけるべきなのかですとか、下位帯水層の調査はどうすべきかというような論点があるのかと思っています。

試料採取の回数についても、汚染の中心部分で調査するというのであれば、一度の調査である程度評価ができるのではないかと思います。敷地境界付近でやるといった場合には、継続的な調査が必要になるのではないかと思います。

分析項目に関しては、基本的には土壌溶出量基準を超過した項目になるとは思いますが、その分解生成物はおそらく必要になるだろうと。逆に今、土壌汚染対策法の議論でもありますが、使用していた親物質のほうの調査も必要なのかどうかというような議論があるかと思います。

そして、その他として、措置としての地下水モニタリングを今回定めようと思っておりますけれども、措置の効果の確認のモニタリングもやはり2年間モニタリングなどでありまして、そういった方法は基本的に法と同じ方法で問題ないか、そういった論点があります。

今ここにこういった形で論点を挙げておりますけれども、そのほか、地下水調査の方法に当たって論点になるようなことがあれば、ぜひ教えていただきたいというのと、このあたりを決めていくに当たっての何かヒントがもしございましたら、ご意見をいただけたらというふうに思っています。

最後に、調査省略と省略時の汚染状況の評価でございますけれども、汚染状況調査については、基本的に法と整合をとるということで、調査省略についても、法と同様に条例も可能としたいということを見直しの方向性では示しております。

ただし、地下水の調査は必須ということになりますので、もし土壌調査を省略した場合には、溶出量基準超過とみなすということになるかと思いますが、そういった場合には、結果的に地下水調査が必要というような形で、地下水調査が入ることで調査省略の意味合いが少し変わってくるのではないかと思います。それを検討したいと思っております。

です。

調査を省略した場合、法律ですと、土壌の場合は汚染状況の評価としては、第二溶出量基準超過、含有量基準超過と、最大の汚染があるというような状態に評価されることとなります。そして、結果的に区域指定がされるということになると思います。地下水については、調査の規定がないので、省略の規定もございません。

一方で、条例について、改正案では土壌を調査省略した場合には、やはり法と同様に、土壌については第二溶出量基準超過、含有量基準超過と評価するのが妥当ではないかというふうに考えています。一方で地下水の調査も必須としますので、こちらを省略した場合には、どういった考え方をすべきかというのを下に書いております。やはり汚染状態の評価としては、最大の汚染レベルということで、新たに設定する第二地下水基準超過と評価せざるを得ないのではないかと。安全側に考えるということと、明らかに地下水汚染がある場合に省略した結果というようなことも考えられますので、これは最大の汚染レベルで評価するのが妥当ではないかというふうに考えています。

そういった場合に、下に対策の大まかな内容を書いておきますけれども、第二地下水基準超過という評価になると、結果的に封じ込め以上の対策が必要になるということになります。ですので、調査を省略したのはいいんですけれども、対策が逆に封じ込め以上が必要になるということでもありますので、実質的に条例の場合、調査を省略するメリットはほとんどないのかという状況になります。

それらを踏まえましてまとめているのがこちらですけれども、土壌調査の省略としては、基本的には法と合わせて第二溶出量基準超過、含有量基準超過とするということを考えます。この場合、溶出量調査を省略した場合には、第二溶出量基準超過というふうに評価されますので、地下水調査が必要になることとなります。

それから、地下水調査の省略については、土壌溶出量基準超過の場合には、地下水調査は原則必須としたいと思っておりますけれども、何らかの事情で省略しなければならない場合には、第二地下水基準超過と評価することになると思います。その結果、第二地下水基準超過ですので、対策として封じ込め以上の対策が必要になってしまうということになります。

こちら省略に関しては、やはり法と同様に土壌、地下水ともに調査の追完ということで、省略した調査は後で改めて実施して調査報告として届け出るということは認めて、届け出られた場合には、その届け出られた結果に基づいた対策の命令なり、対策は不要なりといった判断が改めて出されるということになると思います。

以上が調査のご説明です。

最後に、この調査の省略に関しては、今、言葉で説明した部分をフローで整理したものがこちらになります。

以上になります。

【細見委員長】 どうもありがとうございました。

ここまでになってくると、特に地下水の調査というところでは、条例独自の点を含んでいますので、地下水調査については、今回、一応案として示していただいて、これについて今日中に決めるわけではない。持ち帰っていただいて整理をしたいと思います。ただ、地点については、第一種については、一応国の法律に従おうということだと思いますが、まず最初の法との整合性についてのVOC（第一種）についての調査地点の方法ということについて、今までの指針とはちょっと違うということでの提案でございますけれども、いかがでしょうか。まず①のところです。

鈴木委員、どうぞ。

【鈴木委員】 この7ページの前に、1つだけ確認をしておきたいのが、3ページを見ていただいてもいいと思います。

【細見委員長】 3ページ。

【鈴木委員】 はい。第一種と第二種、第三種を分けていただいて、詳細調査が条例調査では全部入っている、高濃度調査での詳細調査が入っていると第一種のほうに書いてあるんですが、正確に言うと、この赤い線は、詳細調査の真ん中辺に入るんですね。というのは、土壌汚染の範囲を確定するための調査は、土対法で詳細調査と位置づけています、それは一種だろうが、二種、三種だろうが、そこまでは今、土対法の土壌汚染状況調査の中で要求していません。ですから、ちょっとこれ、全部が詳細調査に入っているというイメージは、ちょっと間違っているというのをまず理解してください。

ですので、あくまでも平面的に汚染の範囲、要するに、区画を決定するための調査だけが土壌汚染状況調査とここでは言っていますので、その深度方向なり範囲をきちんと確定する調査は入っていないということです。

【名取課長代理】 すみません、おっしゃるとおりだと思っております。条例上の言葉で「詳細調査」というのがございまして、それを意識して書いている部分で、実際に法律で言う詳細調査とずれがあると認識しております。

【鈴木委員】 ずれがある、そうですね。

その観点で7ページを見るということになると思いますが、今、7ページは、先ほどご説明あったとおり、第一種で基準不適合の可能性のある範囲を土壤ガスでまず契機として見ているだけで、これはスクリーニングと同じことだと思うんです。その中で相対的な最大濃度地点を決めて、そこで汚染があるかどうかを確認しているということになると思います。これは二種、三種も同じことで、実は5地点混合というのは土壤ガスと同じで、あれはある課題がスクリーニングしているだけで、あとは直接とってきちんとはかっていくということになりますので、あくまでもVOCの場合は、どうしても沈む重い傾向があるのでボーリングをやっていると考えれば、とりあえずはこの方法でいいとは思いますが、あくまでもこれは汚染の範囲で、平面的な表面だけを見ているということだということを理解すれば、これでいいのだらうと思います。

【名取課長代理】 ありがとうございます。

【細見委員長】 だから、詳細調査の定義として、平面分布を見る調査なのか、深度まで、多分条例では今までは深度まで見るというのが詳細調査としてきましたので、その定義がどうも誤解を招きやすいので……。

【名取課長代理】 そうですね。今回、詳細調査を大胆になくしていく方向と考えていますので、これを機に言葉についても整理をしたいというふうに思います。

【細見委員長】 平面分布の調査か、深度ごとの調査なのかという言い方を加えれば、もうちょっと明確になるかもしれませんが、その言葉の使い方は検討していただいて、内容そのものはいいということで、鈴木委員、それでよろしいですね。

【鈴木委員】 はい。

【細見委員長】 では、①の第一種のボーリング、今、スライドで出ている図面の方法でいきたいということで、これについて何かご意見、ご異論があれば。

よろしいでしょうか。

では、第一種の有害物質に関しては、今のこの7ページ、このスライドのとおりとさせていただきます。

それでは、その次の具体的な地下水調査についてですが、あらかじめ申し上げましたように、本日これで決めるというわけではないんですが、一応、結構、調査方法もかなり違うし、10ページのようにこういうふうに整理していただくと、こうも違うものかという、実際やる側としては大変かなと思いますし、これ、試験問題に出すにはちょうどいいかもしれません。(笑) なかなか難しいですね。この地下水調査を今提案していただいています

が、特に条例では、溶出量をオーバーしたところでは地下水調査を義務づけるということにしていますので、そういう意味では、地下水保全に関しては非常にケアをしていると思います。それに当たって、調査方法をどうしたらいいのかということですが、いかがでしょうか。この辺を一番よくされているのが鈴木委員かと思いますが、何かご意見とかありましたら、お願いします。

【鈴木委員】 先ほどもちょっと申し上げたんですけども、まず最初のこちらでいう状況調査で、土壌ガスも含めれば、地表面で最大濃度地点を決めるという目的は、基本的には汚染源をおそらくそこだろうというふうに、確実ではないとしても決めるということになります。ですから、そこが一番高濃度地点だろうということになりますので、その下に、基本的には今、真つすぐ落ちるという概念を持てば、その下の地下水を把握するということが、汚染源の、要するに、一番高濃度地点を把握できるだろうと。おそらくです、おおむねと言ってもいいかもしれません。であれば、そこで調査をやるべきだと思いますし、そこで地下水の評価をするべきだと思います。

かつ、そのときに、土対法で10メートルと言っているのは、あくまでも土壌汚染を把握するだけでありまして、汚染の深さを確定する詳細調査では、その下、当然、帯水層の底まで持っていくということが基本ですので、特にVOCは。それを考えれば、深さはやはり一番最初の帯水層、第一帯水層の底までは確実に掘って、その水質を把握するというのがまず大原則だというふうに思います。

【細見委員長】 地下水調査で第一帯水層の……。

【鈴木委員】 一番底までですね。

【細見委員長】 底まで。

【鈴木委員】 はい。底まで掘らないと、特にVOCは原液が落ちている場合がありますので、ほんとうの水質としての高濃度地点はわからない。それがやっぱり移動していきますので、その有無はすごく大事なものになると思いますので。

【細見委員長】 仮に東京でどうかはわかりません。地域によってはかなり深いところもあるので、これを今の表現をすると、結構20メートル、30メートルでも第一帯水層の下までというふうになり得ることもあり得るわけですね。

【鈴木委員】 はい。逆に、10メートル掘っても地下水面につかない場所もあるわけですね。そうすると、逆に地下水の評価はできない。地下水がないということはないわけですが、評価ができないということになりますので、やはりそこは地下水を保全するとい

う概念で調査をするならば、僕はきちんとやるべきだと思います。

【細見委員長】 今で言うと、どこになりますか、深度でしょうか。

【鈴木委員】 はい。深度と地点も含めて。

【細見委員長】 地点も含めて……。

【名取課長代理】 ご意見いただいたのが汚染の中心部分でしっかり汚染を見つけに行く調査という目的でやるべきだと。であれば、10メートルという深度限定をつけずに、第一帯水層まで行くべきだというようなご意見。

【鈴木委員】 もう1つ追加で言わせてもらおうと、敷地境界で第二地下水基準を超える超えないという議論をしたときに、ほんとうの汚染源の汚染の濃度は不明なわけですね。そうすると、ほんとうに原液があるのかもしれませんが、ある程度、似たような濃度かもしれない。でも、原液が大量にまだある。ないしは、落ちている状態であっても、第二溶出量、逆に今度は敷地ではまだ届かなければ第二地下水基準を超えていない。じゃあ、それでいいのかという話になってしまいますので、やはりその敷地内で最高濃度地点を決めてやって、かつ、それが出た場合には、敷地境界で、じゃあ、どういう基準でその数値を見ましょう。やはりそういう順番で、最後に敷地境界が僕は必要だと思います。じゃあ、そのときの敷地境界の基準はどう考えようかというのは、1つ議論があるのではないかと思います。隣の敷地に地下水汚染をもらっていて、もらった人たちはどう思うか、これは民法でやるのかどうかというところがありますが、やはりこれはきちんと考え方を示すべきだと思います。

【細見委員長】 鈴木委員の今の提案ですけれども、今日それで決めるわけではなくて、今の提案があったということをもとにして、次回には具体的にもう一度案を示して、ここで諮りたいと思います。今日はわりと自由なご意見をいただくということだと思いますが、ほかに。

では、大塚委員、どうぞ。

【大塚委員】 もう技術的な話なのでお任せしようと思っていたんですけども、民法の話が出てきてしまったので、ちょっと確認と意見みたいな話になりますが、第二地下水基準で敷地境界のところで見るとかという話だと思うんですけども、民法の話として、多分、差止請求とか、妨害排除請求とかという話になると思いますが、そのときは、受忍限度が問題になるので、裁判で使っている受忍限度は何かという問題になって、多分、第二地下水基準がそれに近いかなと私は思いますけれども、そこは個別的に裁判の中で考えて

いくことになると思いますが、都としても何かやっていただけるとすれば、都の条例として公法的にはということですが、都としての公法的には、こういうふうを考えるということを出していただければ、それはありがたいかなとは思いますが、

【細見委員長】 それは大塚先生が出すのではなくて、都が出したほうがいいでしょうか。今のはちょっと際どいかもかもしれませんね。

【名取課長代理】 大塚委員も言われたとおり、おそらく受忍限度というのは個別のところでも議論されることかなと思いますが、東京都が今回、第二地下水基準ということを設定するということは、もしかしたらそういうものが参考に今後なる可能性があるのかなという……。

【大塚委員】 そうですね、裁判所がそれを参考にして判断することになるだろうと思っただけですね。だから、そういう意味の重要性はあると思います。

【細見委員長】 おそらく第二地下水基準をつくった理由は、多分その辺にあるのかなと。保全していく上で重要な指標ではないかと。

【矢野課長代理】 委員長、すみません、鈴木委員にぜひ質問したいというか、お教えいただきたい点がございます。

【細見委員長】 はい、どうぞ。

【矢野課長代理】 先ほど来、第一種、いわゆるVOCを想定したご発言が多いのですが、第二種、第三種も同様に考えるべきでしょうか。特に深度方向につきまして。

【鈴木委員】 それはおっしゃられるかと思っていたんですが、なかなか二種、三種は下まで落ちないということがあるわけですが、じゃあ、どこまで掘ったらいいんだということをもっと規定するのも難しいと思うんです。上から下までほんとうに同じ濃度かというのはあると思います。土対法では、基本的には10メートルを今目指してやっていますけれども、その中の中間深度でとると言っていますが、本来はやはり層別に、違う場所があるので、そこをどこまできちんとやるかというのはあると思います。おっしゃるとおり、第二種、第三種は、途中、帯水層の底まで行かなくてもいいじゃないかということはあると思いますが、それは議論の余地は僕もあると思います。ただ、第一種はやはりつらいなというふうには思います。

【名取課長代理】 ありがとうございます。実際に最近の事例でも、表層だけで溶出量基準を超過していて、地下水が10メートル以上ないというような事例があって、地下水調査は必要かというのが、我々担当の中でも議論があったことですので、これはちょっと

また議論して……。

【細見委員長】 それは第二種、第三種ですね。

【名取課長代理】 第二種、第三種……。

【細見委員長】 だから、第一種については、鈴木委員が言われたことは、多分、おおむね皆さん、経験されているのではないかと思います。第二種、第三種に関して、データとか実態がどうなっているのか、可能な限り調べていただいて、それをベースにまた議論をするというふうにしないと、かなり深いところまでやるというのは、それなりの費用も伴うわけですので、現象面として第一種のように、基本的には第一帯水層の底まで原液は落ちていくものだと、これをそうではないという人は多分いないので、第一種については第一帯水層の底までというか、底部までというのが、1つの案かなという気はしますけれども、第二種、第三種については、物質の性状から考えて、土壌粒子等で吸着したり、あるいは、そこでトラップされたりすることが多く考えられますので、そういう動き方をするものと、第一種のような挙動と、私はちょっと違うのかなと思いますので、先ほど言った実態調査がもしあって、それもベースに考えていって、やっぱり必要なものは必要だということにさせていただければと思います。

事務局におかれましては、データの整理、ある情報を集めていただいて整理をお願いしたいと思います。

【丹野課長】 わかりました。ありがとうございます。

委員長、鈴木委員に私からもお聞きしたいことがあります。

試料採取の地点と深度の話をしていただきましたが、回数というか、試料採取する時期は、それぞれ、例えば敷地境界の場合であれば1回でいいのか、高濃度の地点であっても、それも1回でいいのかとか、そのあたり、何かご教示いただけると助かります。

【鈴木委員】 まず、汚染源に関しては、現在、進行している、ないしは、もう既に終了しているかもしれませんが、そこは最初の把握したデータが重要だと思います。

ただ、そこでも気をつけなければいけないのは、まだ不飽和帯に汚染物質が残っていて進行している可能性は否定できないわけで、それは一緒に相対的、この時点で土壌汚染調査をやったときの濃度分布、上のほうにまだ高いものが残っていると、もう上はなくて下だけとか、そういうことの判断で多分回数は決められると思いますが、新たな進行が起きていない限りは、最大濃度としては僕は1回でもいいと思います。

ただ、逆に、敷地境界は、今度は移動していく側ですので、それを1回でいいかという

と、将来、濃度が上がる可能性は十分あるわけですので、それがないとすればいいんですが、それをまたどう判断するか。ここら辺は、今、土対法のほうで多分議論している、近いところがありますよね。

【小林委員】 モニタリングの仕方。

【鈴木委員】 そうですね。モニタリングの仕方とか、そういうのがありますので、それを少し参考にすればいいのではないかと思います。

【丹野課長】 ありがとうございます。

【鈴木委員】 基本的には、敷地境界は1回ということは多分ほとんどなくて、ある一定期間をはかるのが敷地境界のモニタリングだとは思いますが。原則は。

【細見委員長】 今回のスライドで言うと、継続的な調査が必要ではないかという、その継続的というのが、1年なのか、これはまた決めないといけないかもしれませんね。無限大になってしまうと、とても耐えられないと思いますし……。

【矢野課長代理】 ちょっと補足なんですけど、今の地下水調査と言っているのは、今後、地下水汚染対策の命令を発出するかしないかの判断のために必要な地下水調査でございまして、例えば、そこに敷地内に土壌で第二溶出量基準を超過する土壌があれば、まず措置としてモニタリング、おそらく敷地境界になると思いますが、それを措置として命ずるという整理になると思っております。

ですので、最初にこの対策をモニタリングで済ませるのか、あるいは封じ込めというレベル感まで求めるのかの判断に使うための調査として、例えば複数回必要なのか、そういった観点でもしご意見をいただければと思っております。

【鈴木委員】 今おっしゃられているのは、土壌汚染がある、いわゆる法でいう要措置区域に該当するようなものだったら、対策を命ずることになるから、地下水汚染は敷地境界であるかないかわかればいいよという話ですかね。単純に言うと。

地下水汚染の対応をきちんとやる限り、土壌汚染の範囲と地下水汚染の範囲は同じということはある得ないと思います。例えば、土壌汚染がある小さな範囲であっても、地下水汚染は変わりようがない、ある程度の範囲で広がってしまいますので、それを対策するしないということは別問題だと思っておりますが、両方把握しなければならないと思います。今、土対法は土壌汚染だけなので、実は対策している業者さんが地下水汚染のところを無視するのではなくて、そこまでは別にやって対応しているという例も決してないわけではないんですね。そこはきちんとやれるようにするべきだということも含めて、地下水をこう

やって対応する目的に入れるというのはすばらしいことだと思っているんですが、ただ、やはり違いますので、それは別々に把握をして、それぞれの妥当な措置をとるべき、適切な措置をとるべきだと思います。一緒にできる場合もあるかもしれません。

【細見委員長】 それは第一種だけではなくて、第二種、第三種も含めて。

【鈴木委員】 例えば、高濃度の土壌汚染があるところにだけ矢板で囲ってしまえば、あとは地下水位は揚水だけでも済むかもしれませんよね。地下水汚染の範囲も、第二地下水基準を超えている状態で地下水汚染を対策しなさいと、そこで土壌汚染がない状態が確認できれば、それはまた別の方法ができるわけですね。ですから、やっぱり措置というか、対策のバリエーションは、単純な土壌だけよりははるく増えるんですね。それはきちんと考慮しなければいけないのかなと。そうでないと、過大な対策、全部封じ込めろというのもまたおかしい話です。

【細見委員長】 大塚先生、何か、今の土壌汚染対策の何か。

【大塚委員】 基本的にそういうことかなと思って伺っていましたがけれども、とにかく都が土壌汚染の問題だけれども地下水もターゲットに入れてくださっていますので、私はそれはいいことだと思っていますけれども、土壌汚染の状況調査とかをするときには、重なる部分が出てきてしまうので、少しややこしいことにはなると思うんですけれども、今、鈴木さんがおっしゃってくださったとおりでらうと思って伺っていました。

【細見委員長】 ありがとうございます。

もし勝見委員、何か、今の鈴木委員とはちょっと違う立場でも結構ですので、何か……。

【勝見委員】 科学的には異論は全くないんですけれども、先ほども少し細見先生がおっしゃりかけた深いところに地下水があった場合に、どこまで第一帯水層を深部まではかるんだというところは、少し判断が難しいところがあるのかなという気がします。

あとは、ちょっとお話をお聞きしていて、土壌については、全体的にロジックがあって、どういう場合に調査を組み立てているというのが、あくまでも私の理解なんですけれども、ずっと入ってきているような感じはするんですけれども、地下水は今日のスライドでも、汚染を見つけに行く調査か、あるいは外に影響がないかというようなところで、どういう目的でどう攻めていっているのかというのが少し、まだこれから組み立てていかれるということで、少しまだ私も理解ができていないというところもありまして、そういうところは今後あと委員会が2回ほどあるということですので、ご検討を事務局のほうでいただければと思います。

【細見委員長】 ありがとうございます。

ほかに、もし何かご意見があれば。

では、小林委員、どうぞ。

【小林委員】 私も鈴木委員のおっしゃったことは非常にわかるんですけども、ただ、今、勝見先生が言われたように、第一種でも、汚染がごくごく表層にあるような場合、まだ深いところまで到達していないような状況なのに深いところまで調査するというのは、そういう状況も十分あり得ますので、少し過大になる可能性もあるかなということと、あと、敷地境界で地下水をモニタリングする上では、地下水位が変動したりすると濃度は変動しますので、やはり少しきめ細かく調査が必要かなというふうに思います。

【細見委員長】 ありがとうございます。

小野委員は何かありますでしょうか。

【小野委員】 基本的に鈴木さんのことに賛成で、これから濃度が上がりそうか、それとも今がマックスなのかということは正しく把握できればそれでいいんですが、あまりにお金がかかってしまうのもちょっと考えどころなので、その辺のバランスをとれた方向性を打ち出していくには、私の中でまだ答えがないんですけども、そういうふうになるといいなと思っています。

感想ですが、以上です。

【細見委員長】 ありがとうございました。

石崎委員は何かありますか。調査に関して。

【石崎委員】 ほんとうはあまり言いたくなかったんですけども、今、鈴木委員が、第一種、第二種、第三種、これも重金属、基本的には表層といいますけれども、万が一、発生源がイオン化していた場合は、どんどんやっぱり下に行く可能性が非常に高いわけで、ここはやっぱり避けて通れないだろうと、要するに、発生源の種別がただ金属で一種、二種、VOCだとか分けているだけではなくて、さあ、これが水に溶けやすい性状なのかどうなのかというところが、やはり発生源の問題は討議しないといけない問題ではないのかと。

それから、私の住まいの地域などは、墨田区、下町なんですけれども、実際問題、逆に地下水が非常に上昇してしまっていて、1メートルも掘ると地下水が出てくるんです。そうすると、変な話、1メートル下はもう地下水で洗われてしまっているのではないのかと。そういう場合は、じゃあ、どうなるんだろうという。先ほどの議論を伺っていると、深いと

ころまでというお話をしていたんですが、うちの周りなどは、逆に浅くて、腰のあたりぐらいまで掘ると、もう水が出てきますから、またそれはそれで逆の議論もありなのかなというふうには思いますけれども。

以上です。

【細見委員長】 ありがとうございます。

事務局がこの地下水調査に関しては、今日中には決められないと、もともと考えておられたように、いろいろなケースがあり得ると思われまますので、今日の議論で全て決まるわけではなくて、今日の議論を参考にして、コストも念頭に置きながら、やっぱり地下水保全をどうやって図るのかというのを、そのための調査方法、だから、目的がこうだったらというのはちょっとあるかもしれないですね。先ほどの原因をつかまえるのか、あるいは、ほかの影響を考えるのかということで、調査方法の内容も変わるかもしれないので、目的も明確にしながら、その適した調査方法を提案するというのと、それから、敷地境界だけに限ると、調査の回数はやっぱり1回ではないでしょうと。でも、じゃあ、どこまでやればいいのかというのもあるので、そこもコストだとか、いろいろなことも考えながら提案をしていただくというのが事務局に対する宿題だということにさせていただいて、本日は予定の時刻をかなりオーバーしてしまいまして、私の不手際で申しわけありませんでしたけれども、今日はここまでの議論とさせていただいて、あとは事務局にお任せしたいと思います。よろしく願いいたします。

【丹野課長】 貴重なご議論をどうもありがとうございました。

今後の予定でございますが、次回の検討委員会の日程でございます。先ほど少しお話ししましたが、次回は、8月1日の水曜日ということで、委員の皆様の日程をご予定させていただいていると認識しております。午前中でございますので、10時からということで、場所は今回とは別のところになるかもしれませんが、この第二庁舎の31階の会議室を予定しております。詳細が決まり次第、またご連絡いたします。

なお、パブリックコメントにつきましては、来週早々にプレス発表をして、意見の募集を始める予定でございますので、プレスをいたしましたら、その旨、皆様にメールでお知らせしたいと思っております。よろしく願いいたします。

では、皆様、本日は、長時間にわたりご議論いただきまして、ありがとうございました。

本日の議事録につきましては、後日、委員の皆様以案をお送りいたしますので、ご確認をよろしく願いいたします。

本日の会議資料につきましては、一部修正を行った上で、環境局のホームページに速やかに掲載したいと考えております。

長時間のご審議、どうもありがとうございました。

— 了 —